

第 3 期河南町子ども・子育て支援事業計画 (令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月
河南町

みどりのなか、子育てと、子どもの笑顔をつなぐまち



基本目標 1

すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

基本目標 2

安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じる
ことのできる環境づくり

基本目標 3

みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象と期間.....	2
 第2章 河南町の子どもと 子育て家庭を取り巻く現状と課題	3
第1節 統計データからみる現状	3
(1) 人口や世帯の状況	3
(2) 子どもの状況.....	5
(3) 就労の状況	7
(4) 婚姻の状況	8
第2節 アンケート調査結果からみる現状.....	9
(1) アンケート調査の概要	9
(2) アンケート調査の結果（就学前児童）.....	10
(3) アンケート調査の結果（小学生）	18
(4) アンケート調査の結果（中学生以上）	23
第3節 第2期計画における取組み状況の総括	26
(1) 第2期計画における取組み状況の総括.....	26
(2) 調査結果の総括	28
 第3章 計画の基本的な考え方.....	30
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本的な視点	30
第3節 基本目標.....	31
第4節 施策の体系	32

第4章 施策の展開.....	33
基本目標1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり.....	33
(1) 子どもの人権を守る環境整備.....	33
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備	35
(3) 親(保護者)と子の健康の確保と増進	38
基本目標2 安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境づくり	42
(1) ともに協力しあう子育ての啓発.....	42
(2) 支援を必要とする子どもやその親(保護者)を支える環境整備	43
(3) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進.....	46
基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり.....	49
(1) 地域の子育て環境の整備.....	49
(2) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備	53
 第5章 事業の量の見込みと確保方策	56
第1節 教育・保育提供区域	56
第2節 乳幼児・児童数の推計	57
第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	58
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
 第6章 計画の推進に向けて	78
第1節 施策の実施状況の点検	78
第2節 国・府等との連携と広域調整	78
 資料編	79
1 策定経過.....	79
2 策定体制.....	79
3 河南町子ども・子育て会議委員名簿.....	80
4 河南町子ども・子育て会議規則	81
5 河南町 保育園・幼稚園・こども園の変遷	83

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行し、令和5年の全国の合計特殊出生率は 1.20、大阪府はそれを下回る 1.19 となっています。個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育ての環境は変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

このような中、国においては、令和3年12月にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こども視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、穏やかな成長を社会全体で後押しするという、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。

その後、令和4年には子ども政策の基本理念を定めた「こども基本法」が制定され、令和5年4月には子どもに関わる政策を総括する「こども家庭庁」が発足しました。令和5年12月には、「こどもまんなか社会」の実現をめざして「こども大綱」が閣議決定され、さらに、令和6年5月には「こども大綱」に基づいて具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画2024」として策定されました。

また、少子化対策として制定された「次世代育成支援対策推進法」は、当初、平成17年4月から10年間の時限立法として制定されましたが、その後、令和7年3月まで延長、さらに令和6年には令和17年3月まで延長され、少子化に対する取り組みや男女とも仕事と子育てを両立できる職場をめざし、積極的に取り組みを進められてきました。

(2) 計画策定の趣旨

本町では、河南町認定こども園等整備基本計画に基づき、幼稚園・保育園を段階的に統合し、既存施設の活用・改修等を行い、幼保連携型認定こども園の整備を進め、その結果、令和2年4月開園の幼保連携型認定こども園「河南町立中村こども園」と公私連携幼保連携型認定こども園「石川こども園」の2園体制となり、保護者の就労形態にかかわらず、小学校就学前まで一貫した幼児教育・保育を受けられる環境が整いました。

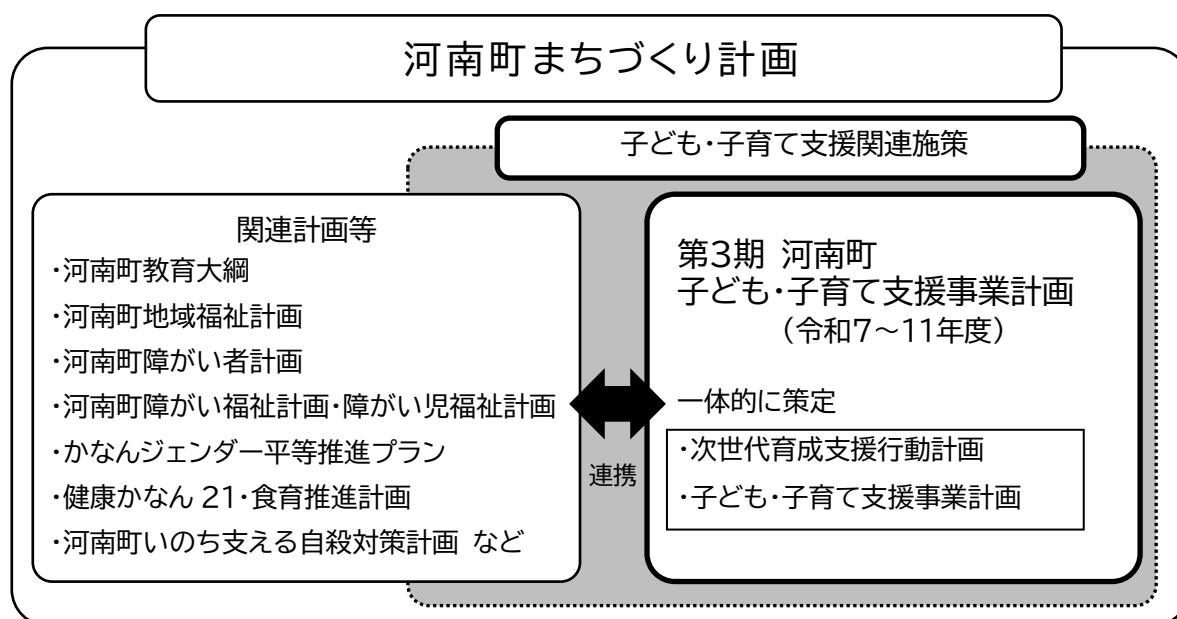
また、小学校においても河南町立小学校適正配置基本計画(第1期、第2期)や河南町立小学校適正規模・適正配置基本方針(第1期、第2期)に基づき、計画的に5校を2校に統合し、適正規模・適正配置に取り組みました。

このたび、子ども・子育て支援法に基づく「第2期河南町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することから、引き続き、子どもや子育て家庭に妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちや保護者としても成長を実現していけるよう、子育て世帯を対象に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、河南町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期河南町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」(任意策定)と一体的に策定します。

また、この計画は「河南町まちづくり計画」と整合を図るとともに、「河南町教育大綱」や子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「河南町地域福祉計画」「河南町障がい者計画」「かなんジェンダー平等推進プラン」「健康かなん 21」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



第3節 計画の対象と期間

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの子どもとします。また、主たる対象は、子どもと保護者(子育て世帯)とします。

この計画の期間は、令和 7 年度を初年度として、令和 11 年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により修正の必要が生じた場合は、見直しを図ります。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度 中間見直し	2028 年度	2029 年度
第2期河南町子ども・子育て支援事業計画					第 3 期河南町子ども・子育て支援事業計画				

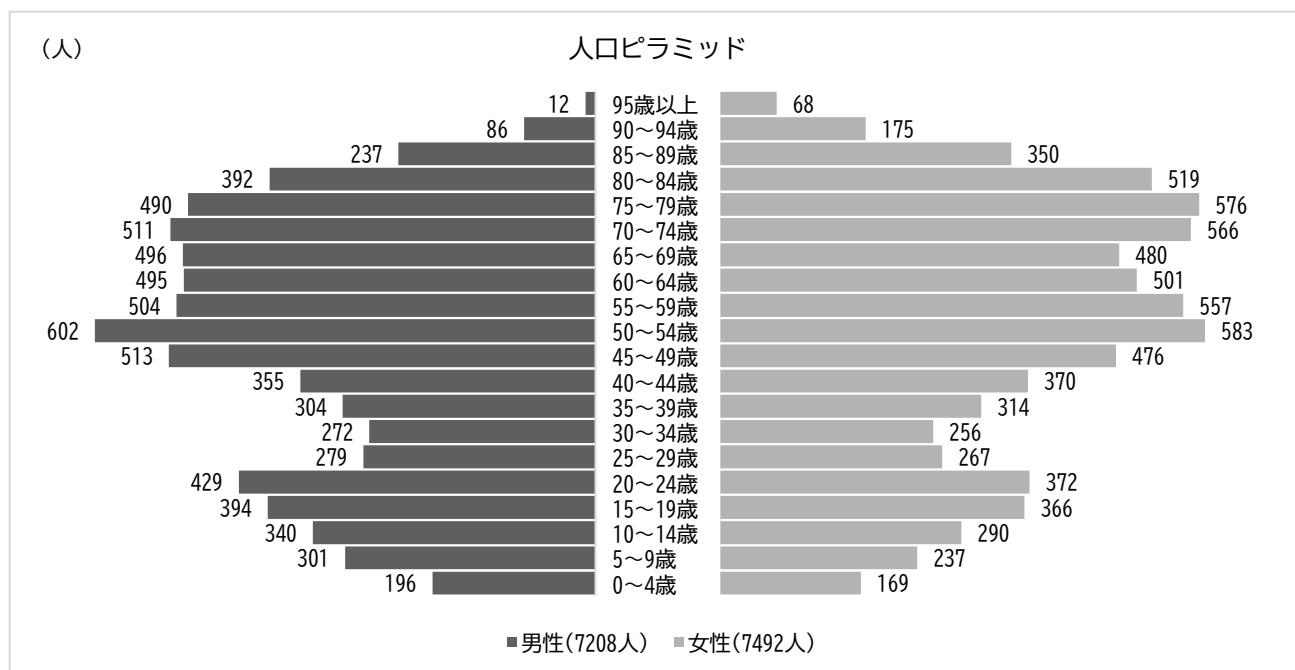
第2章 河南町の子どもと 子育て家庭を取り巻く現状と課題

第1節 統計データからみる現状

(1) 人口や世帯の状況

① 人口構造

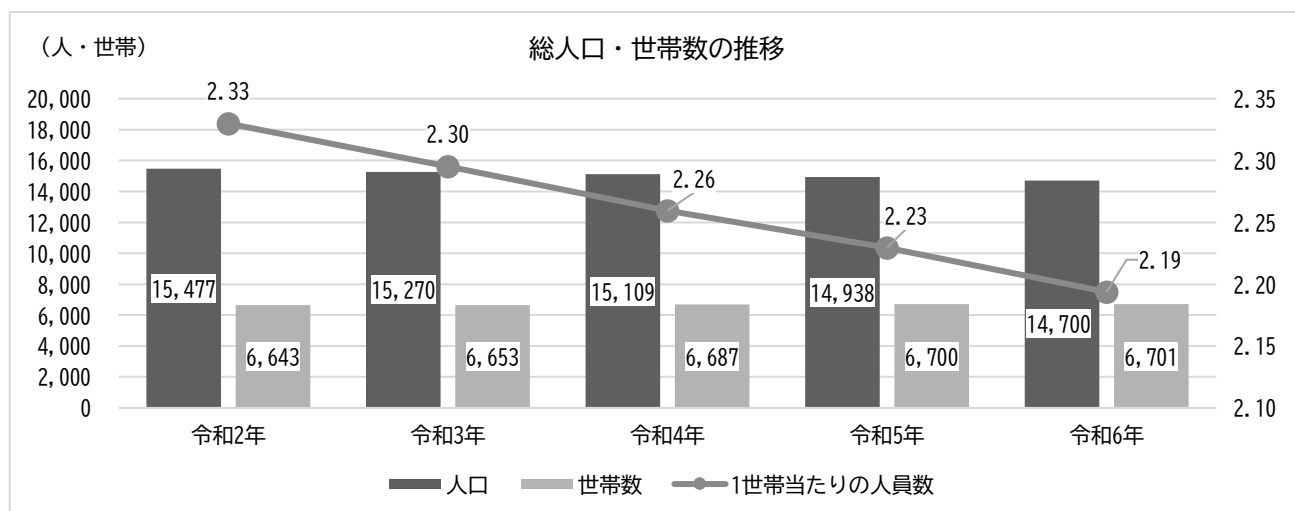
河南町の人口は令和6年3月31日現在、男性が7,208人、女性が7,492人となっています。5歳階級別にみると、男性、女性とも50～54歳が最も多くなっています。



河南町「住民基本台帳人口」(令和6年3月31日現在)

② 総人口・世帯数の推移

河南町の人口は漸減傾向、世帯数は漸増傾向にあり、世帯あたり人員数は減少しています。

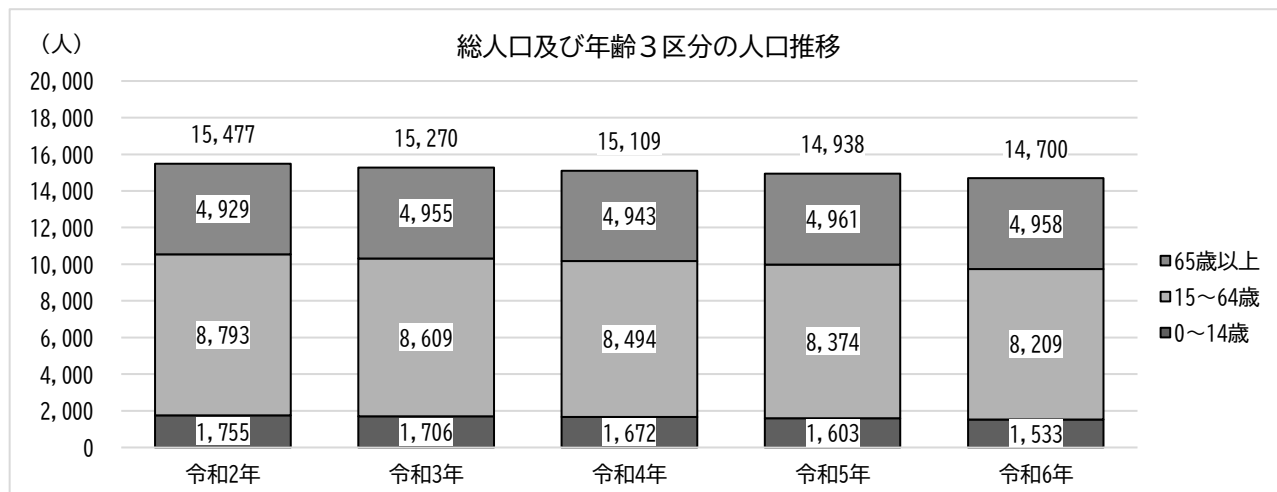


河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)

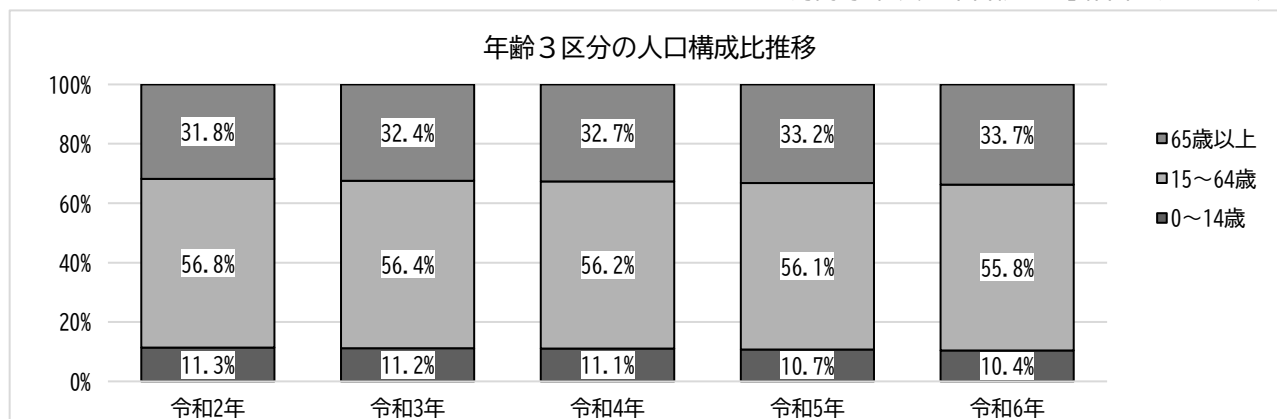
③ 年齢3区分別人口の推移

河南町の年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続けています。これにともない3区分の構成比も同様の動きを示しています。

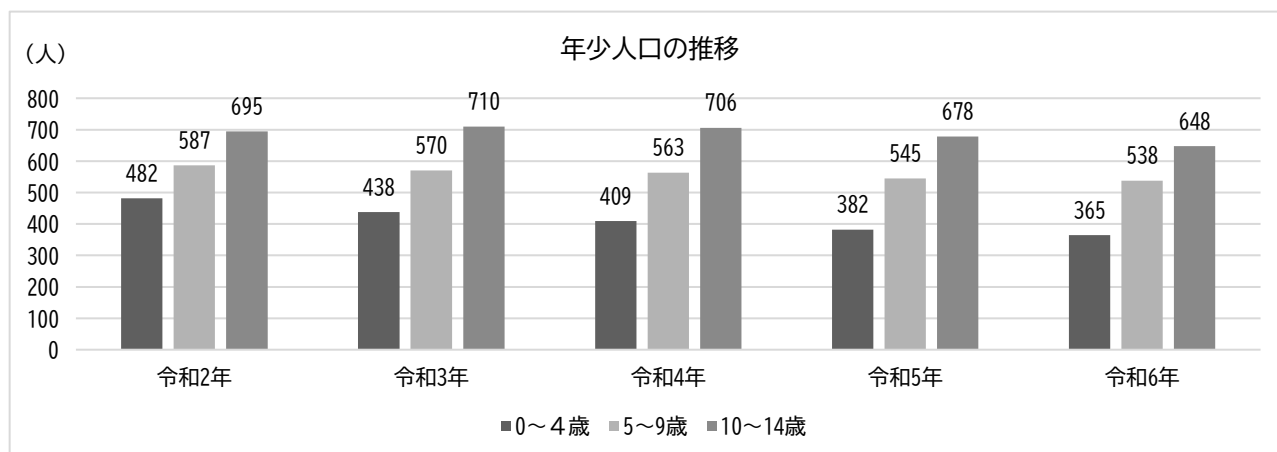
また年少人口を5歳階級別の3区分でみると、「10～14歳」「5～9歳」「0～4歳」の順に多い状態で推移しており、各年齢階層とも人口の減少が続いています。



河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)



河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)

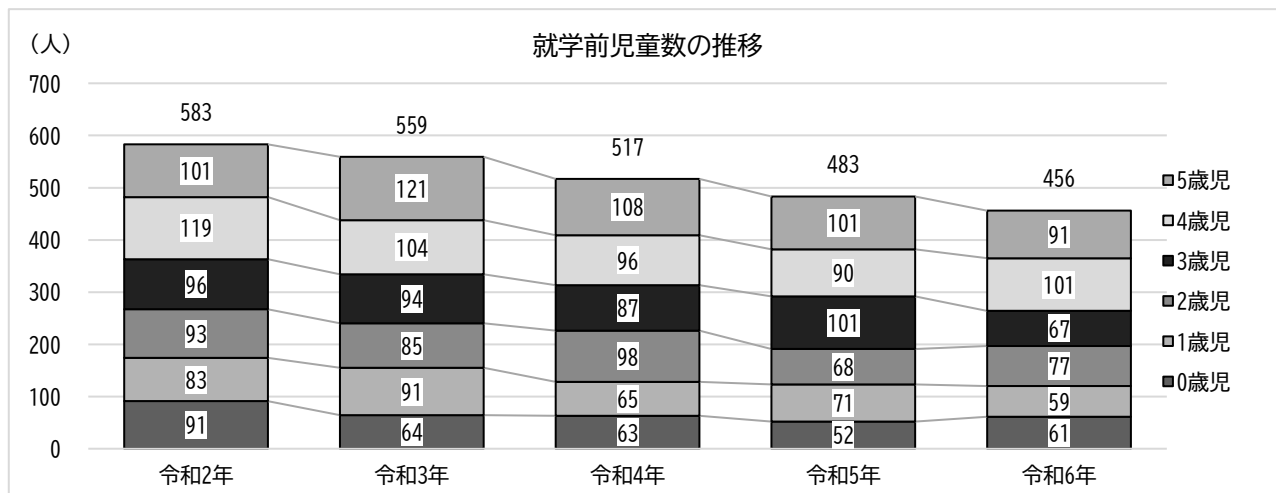


河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)

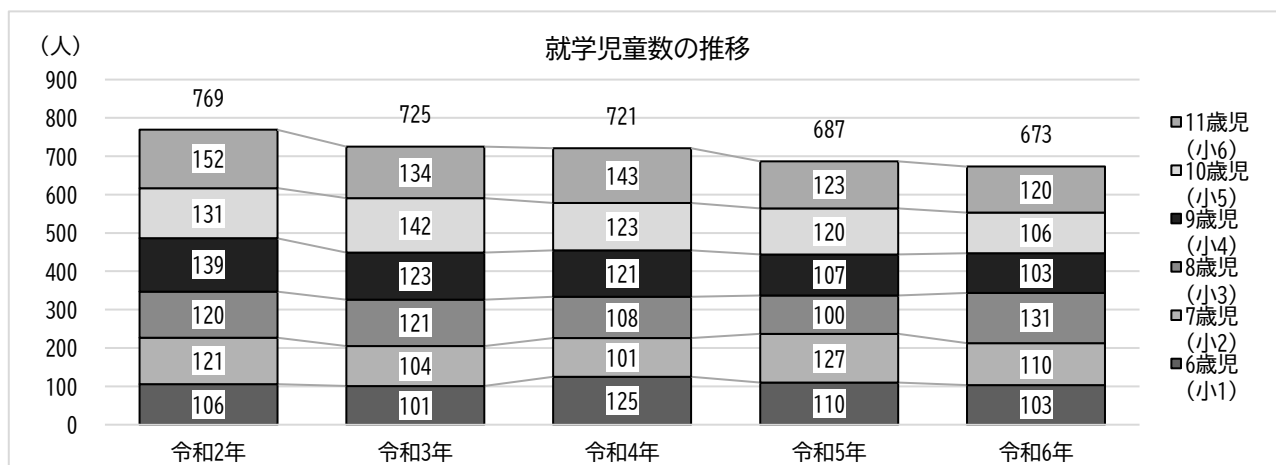
(2) 子どもの状況

① 児童人口の推移

河南町の児童人口数の推移をみると、就学前児童、就学児童ともに、年による変動はみられるものの、5年前に比べて減少しています。



河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)

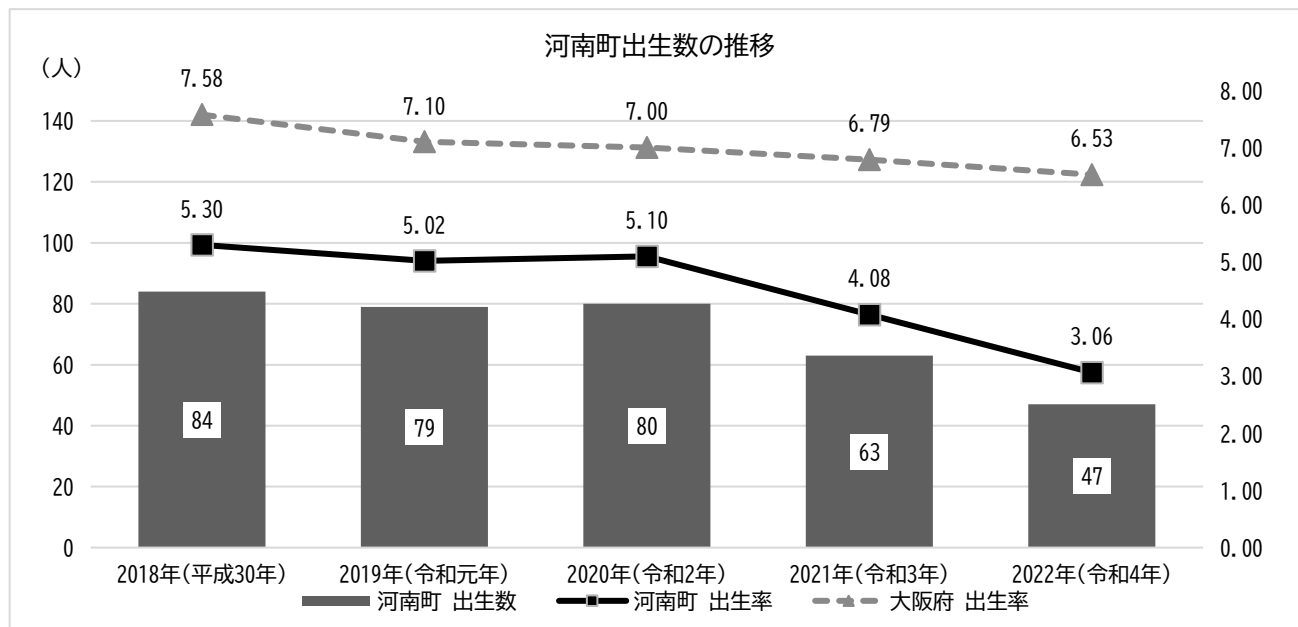


河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)

② 出生の状況

河南町の出生数は漸減傾向にあり、令和4年には47人でした。

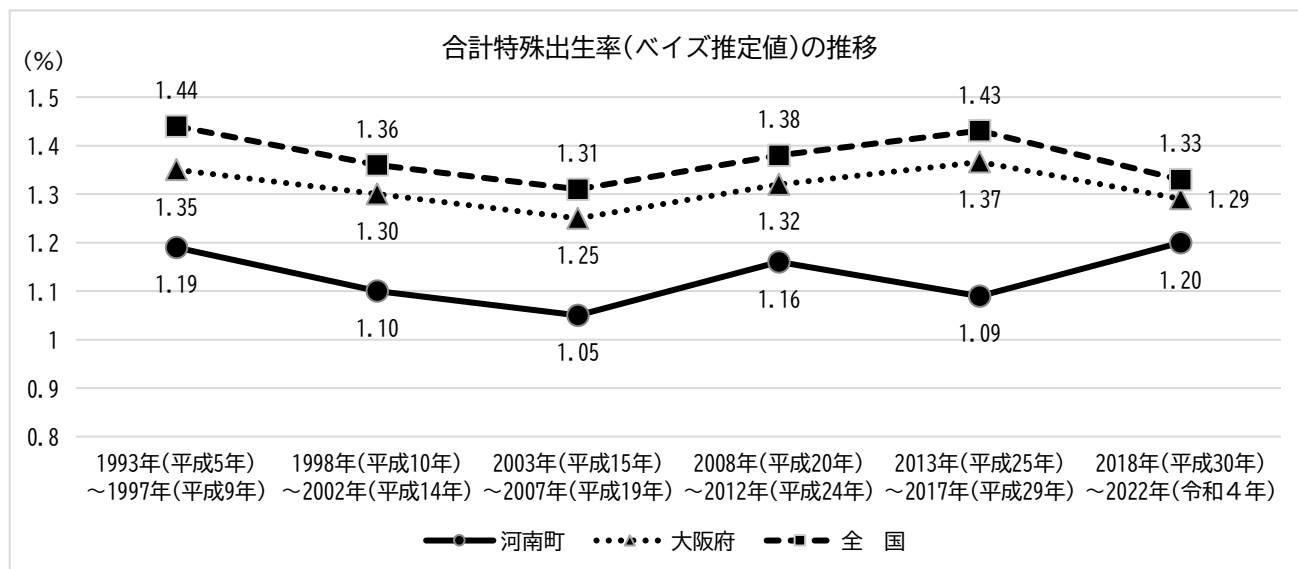
出生率(人口1,000人当たりの出生数)は大阪府を下回っており、令和3年以降、差が広がる傾向を示しています。



※ 出生率は人口1,000人当たりの出生数

※ 大阪府人口動態統計

河南町の合計特殊出生率は1.0前後を推移しており、大阪府、全国を下回っています。



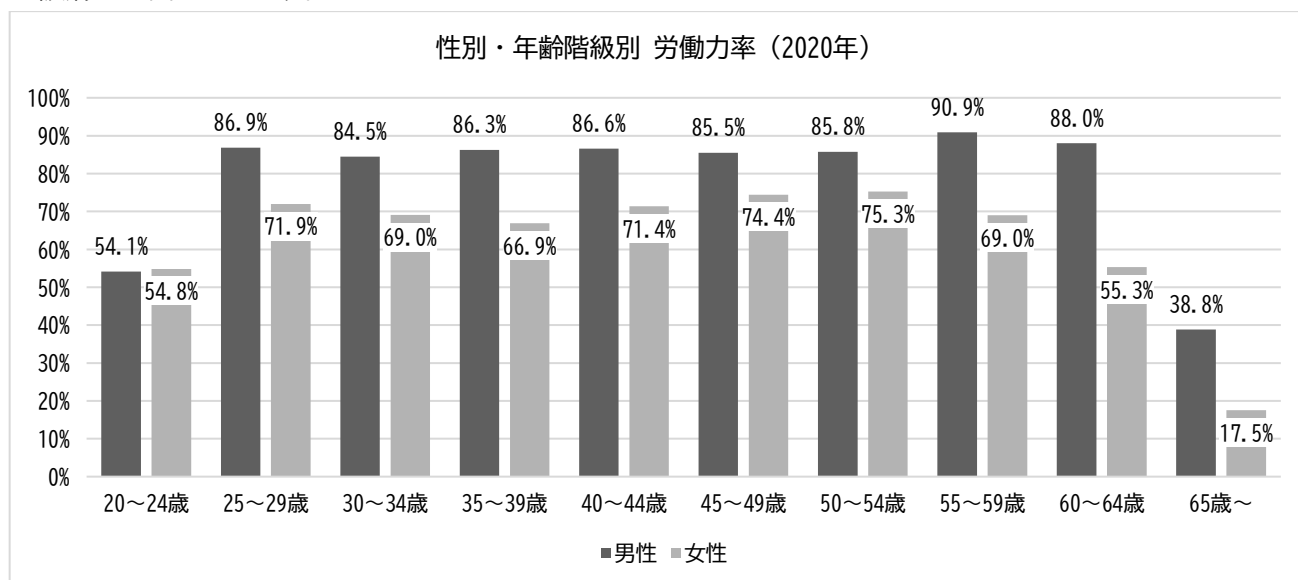
※1 合計特殊出生率:15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※2 バイズ推定値:地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

(3) 就労の状況

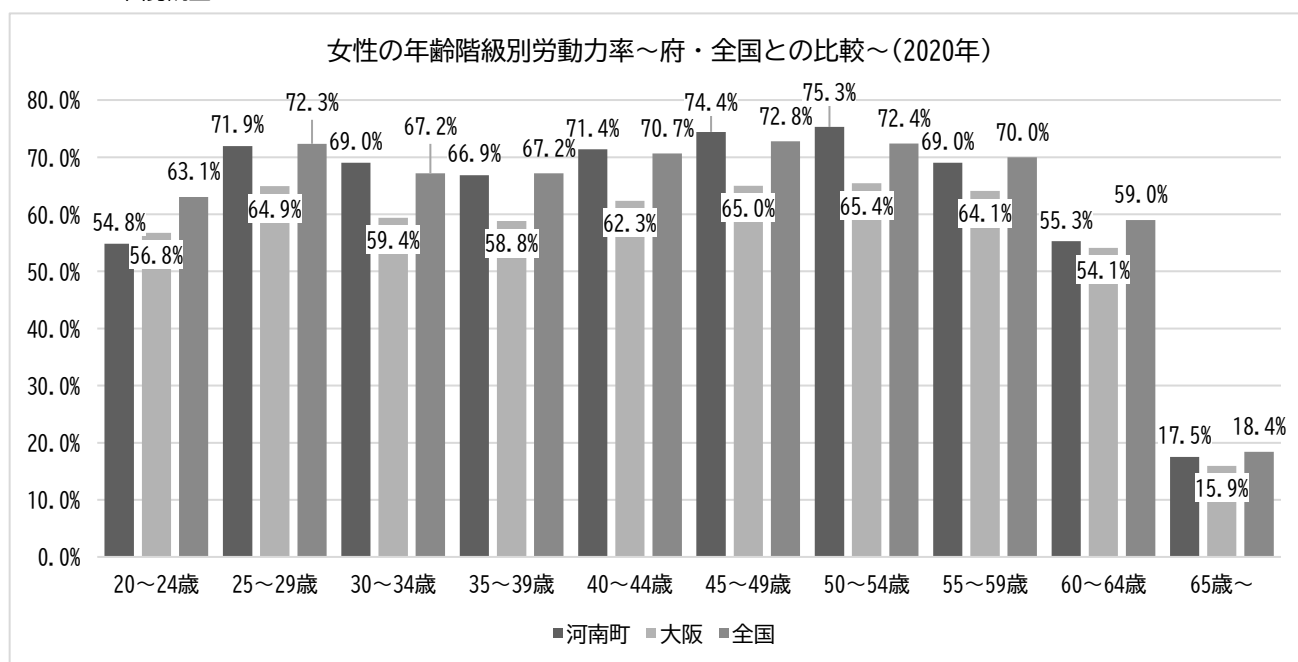
性別で労働力率を比較すると、すべての年齢階級で男性が女性を上回っています。

女性の労働力率を年齢階級別に比較すると、河南町は 20～24歳で大阪府、全国を下回り、25歳以上では大阪府を上回っています。



※ 労働力率(労働力人口比率)とは、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合のこと

※ 国勢調査

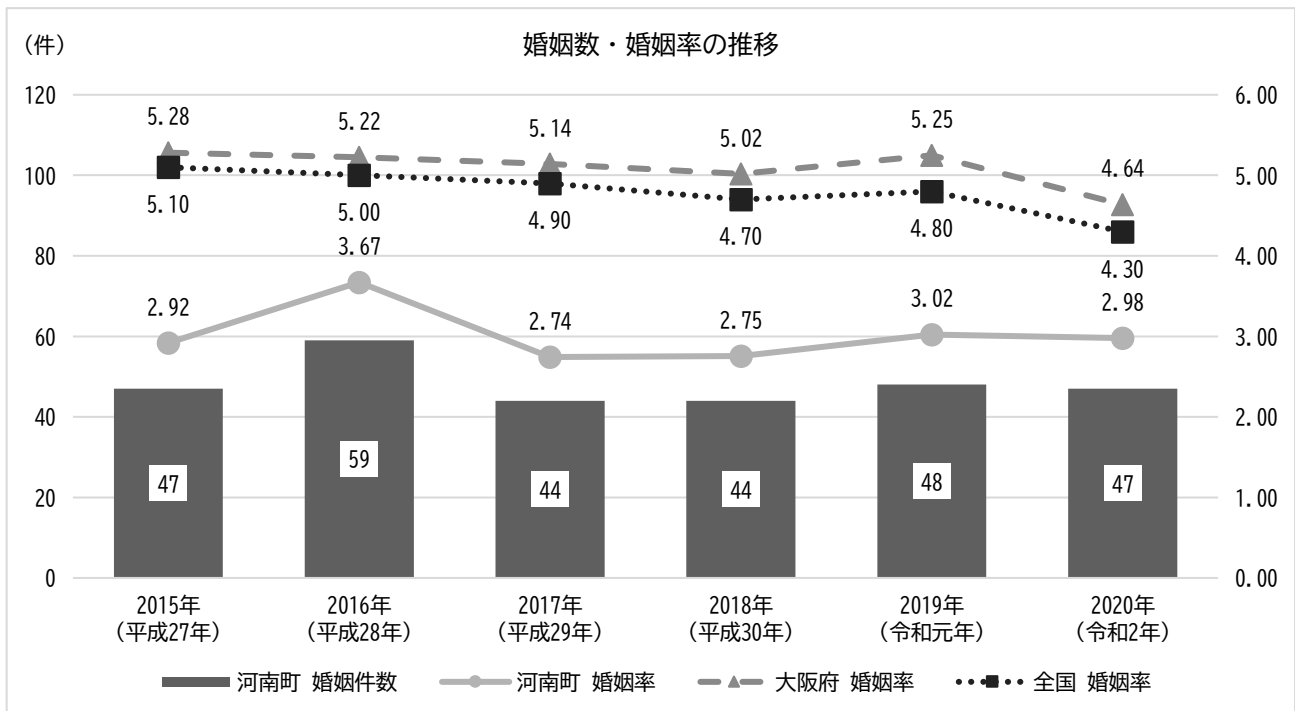


※ 労働力率(労働力人口比率)とは、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合のこと

※ 国勢調査

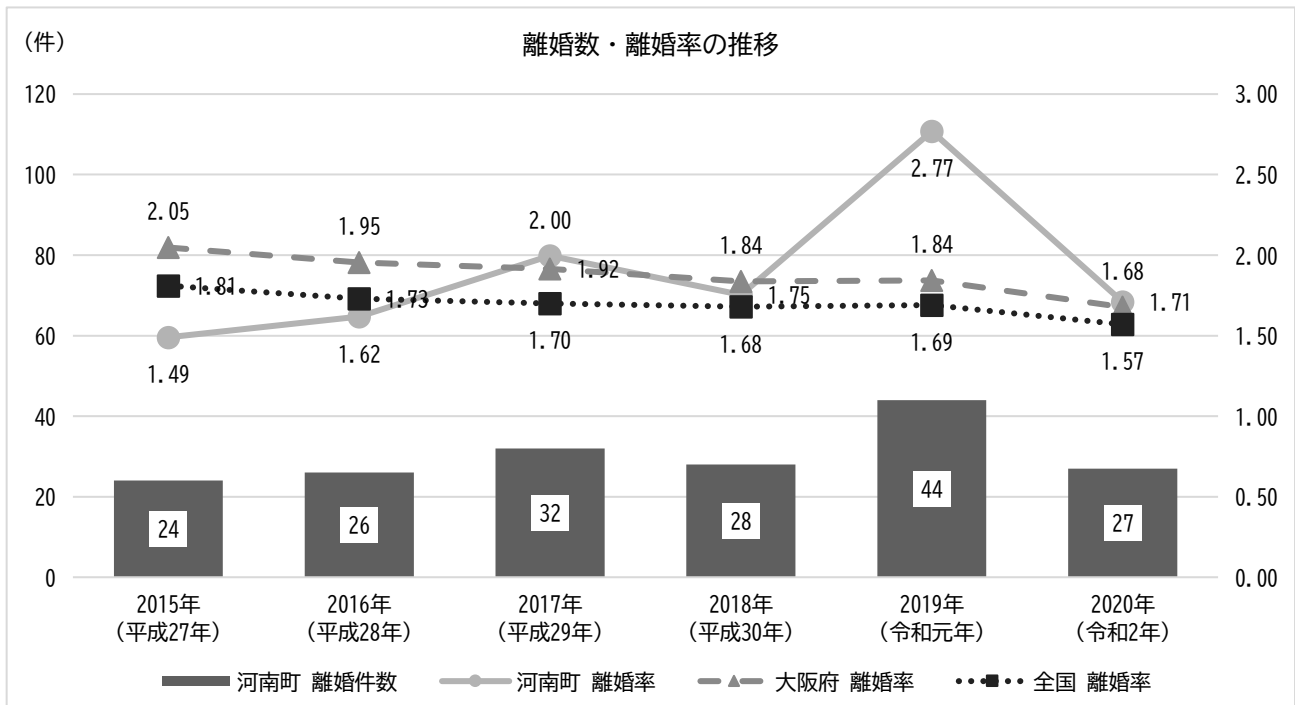
(4) 婚姻の状況

河南町の婚姻数は変動が見られるものの、50件前後を推移し、婚姻率は大阪府、全国を下回っています。離婚数は年による変動が大きく、令和元年には離婚数44件、離婚率 2.77 件となっています。



※ 婚姻率は人口1000人当たりの婚姻件数

※ 大阪府人口動態統計



※ 離婚率は人口1000人当たりの離婚件数

※ 大阪府人口動態統計

第2節 アンケート調査結果からみる現状

(1) アンケート調査の概要

町内に居住する就学前児童、小学生、中学生以上の保護者を対象として「河南町子ども・子育て支援のためのアンケート調査」を実施し、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や利用の意向等の調査結果を計画策定の基礎資料としました。

- (1) 調査対象 町内に居住する就学前児童、小学生、中学生以上の保護者
- (2) 調査期間 令和6年2月15日から令和6年3月8日まで
- (3) 調査方法 郵送等による配布・回収
- (4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回収率
就学前児童	369通	170通	46.1%
小学生	300通	111通	37.0%
中学生以上	300通	97通	32.3%
合計	969 通	378 通	39.0%

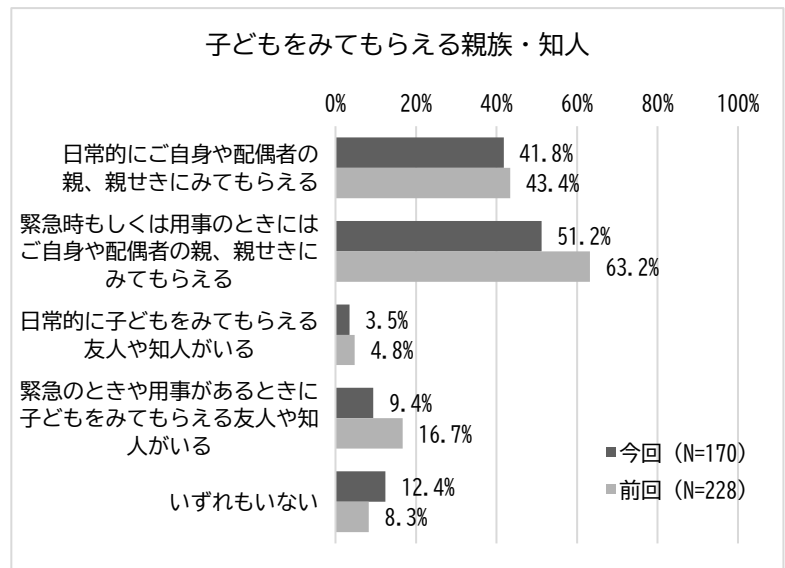


(2) アンケート調査の結果 (就学前児童)

① 子どもと家族の状況

1) 子どもをみてもらえる親族・知人

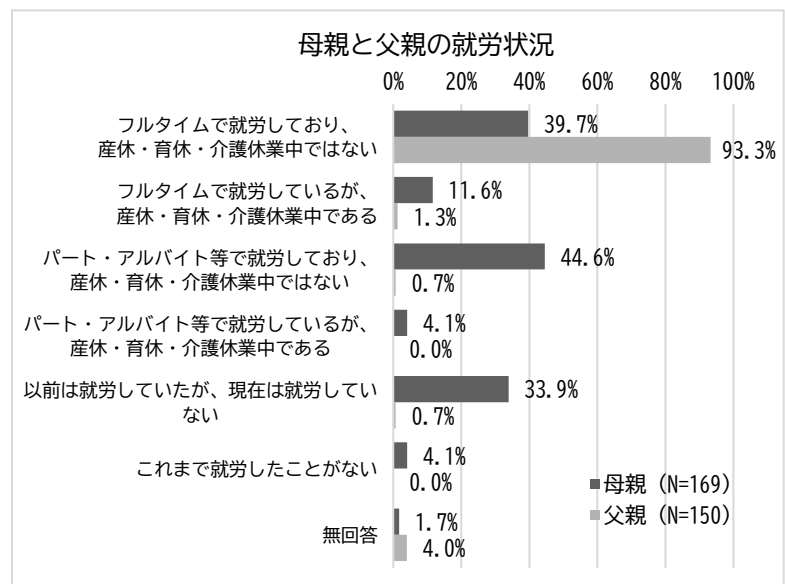
「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が 51.2%と最も高くなっていますが、前回調査よりもポイントが下がっています。次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が 41.8%、「いずれもない」の割合が 12.4%となっています。



2) 母親と父親の就労状況

母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 39.7%、「以前は就労していたが現在は就労していない」の割合が 33.9%となっています。

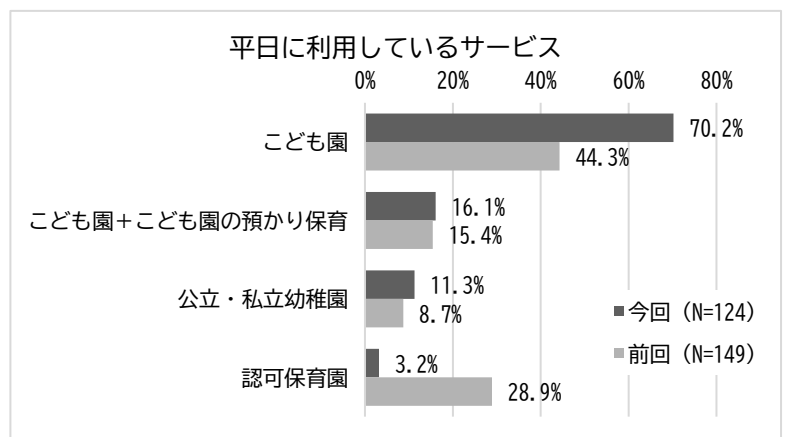
父親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 93.3%と最も高くなっています。



② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

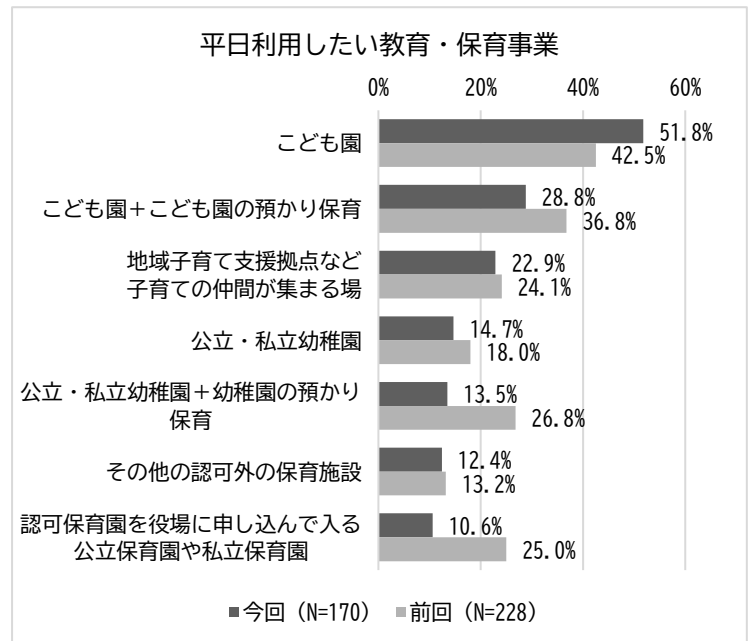
1) 平日利用している教育・保育事業

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「こども園」の割合が 70.2%と最も高くなっており、前回調査よりもポイントが上がっています。次いで「こども園+こども園の預かり保育」の割合が 16.1%、「公立・私立幼稚園」の割合が 11.3%となっています。



2) 平日利用したい教育・保育事業

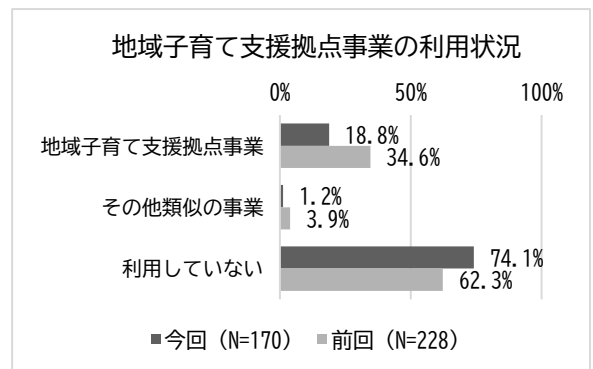
現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「こども園」の割合が51.8%と最も高く、前回調査よりもポイントが上がっています。次いで、「こども園+こども園の預かり保育」の割合が28.8%、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」の割合が22.9%、「公立・私立幼稚園」の割合が14.7%などとなっています。



③ 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

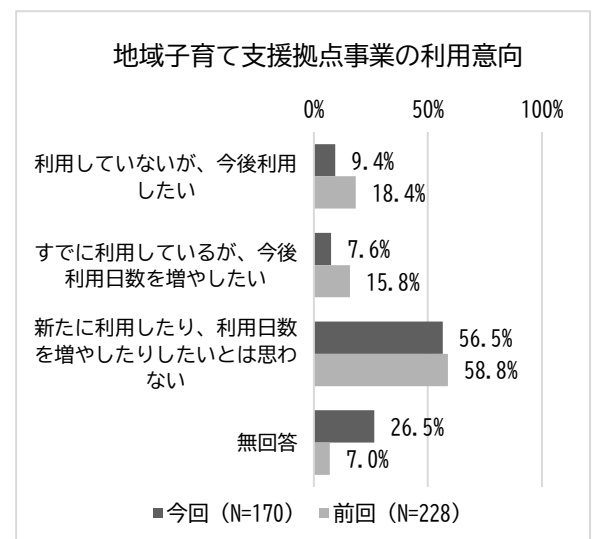
1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業を「利用していない」の割合が74.1%と最も高くなっており、前回調査よりもポイントが上がっています。「地域子育て支援拠点事業」を利用している人の割合が18.8%と前回調査よりもポイントが下がっています。



2) 地域子育て支援拠点事業の利用意向

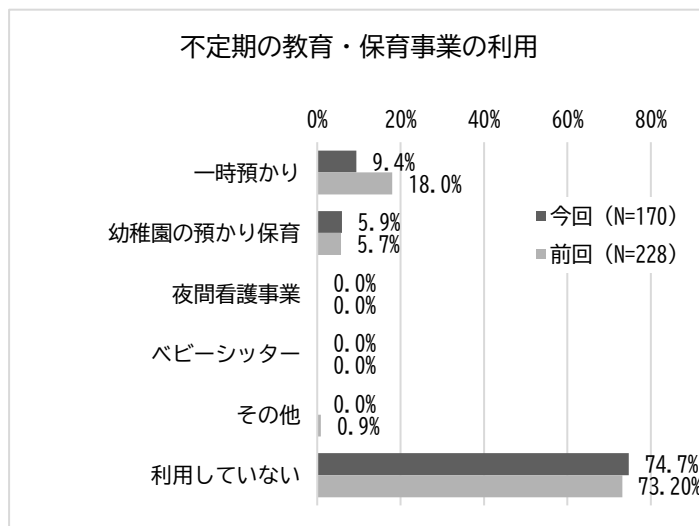
地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が56.5%と最も高くなっており、前回調査よりもポイントが上がっています。次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が9.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が7.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が7.6%となっています。



④ 一時預かり等のサービスについて

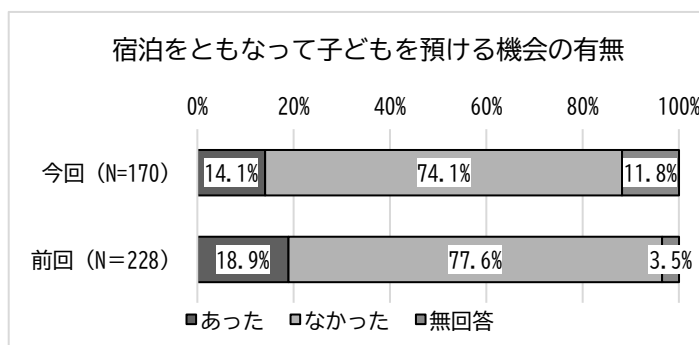
1) 不定期の教育・保育事業の利用状況

私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、子どもを預かるサービスを「不定期に」利用したかについては、「利用していない」の割合が 74.7%と最も高くなっており、前回調査よりポイントが上がっています。利用のあったサービスのうちでは「一時預かり」の割合が 9.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 5.9%となっています。



⑤ 宿泊をともなって子どもを預ける機会の有無

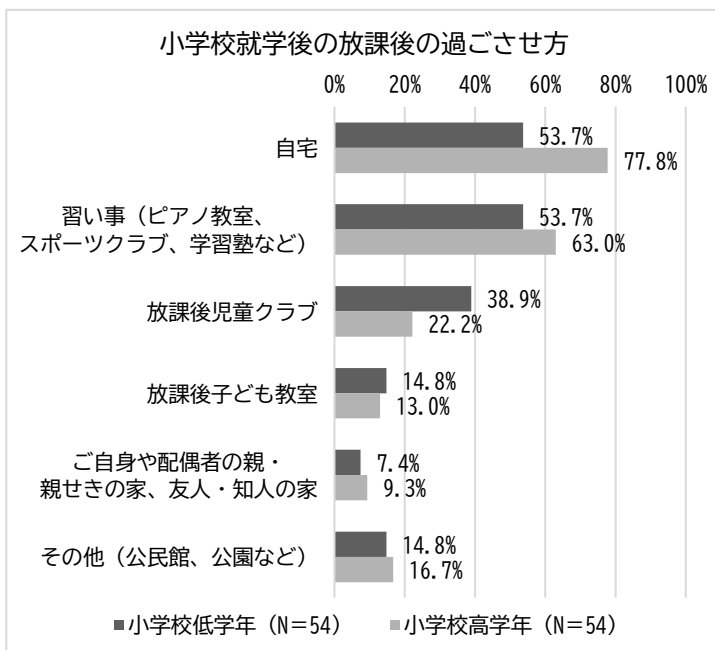
この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、お子さんを「泊りがけ」で家族以外にみてもらわないといけないことがあったかについては、「あった」が 14.1%、「なかった」が 74.1%となっており、双方ともに前回調査よりポイントが下がっています。



⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

お子さん(5歳以上)について、小学校にあってからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、低学年(1～3年生)のうちは「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」と「自宅」の割合が同率 53.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の割合が 38.9%となっています。

高学年(4～6 年生)になると、「自宅」の割合が 77.8%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が 63.0%、「放課後児童クラブ」の割合が 22.2%となっています。

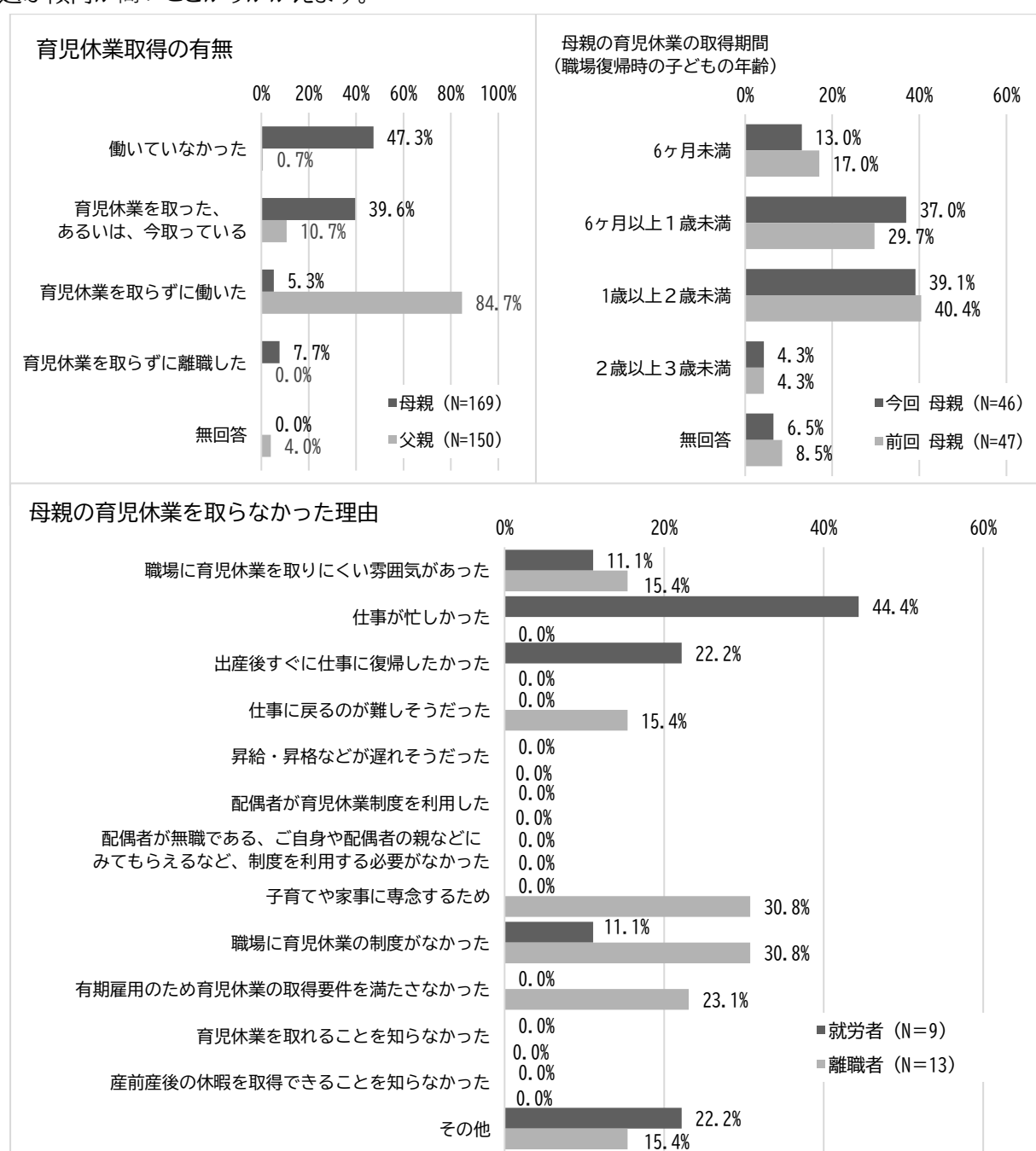


⑦ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が母親では、39.6%、父親では 10.7%となっており、双方ともに前回調査よりポイントが上がっています。

母親の取得状況（職場復帰したときの子どもの年齢）をみると、「1歳以上2歳未満」の割合が 39.1%と最も高く、次いで「6ヶ月以上1歳未満」の割合が 37.0%、「6ヶ月未満」の割合が 13.0%となっています。

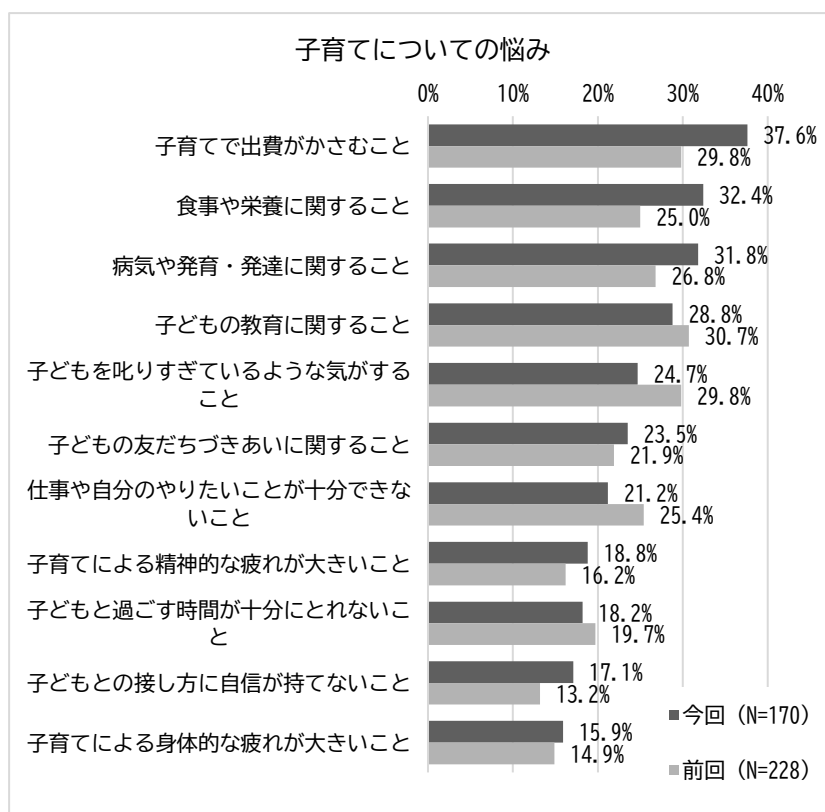
また、母親の「育児休業を取らずに働いた理由」として、「仕事が忙しかった」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「出産後すぐに仕事に復帰したかった」の割合が 22.2%となっており、「育児休業を取らずに離職した理由」として、「子育てや家事に専念するため」と「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が同率 30.8%と最も高く、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が 23.1%となっています。育児休業を取らなかった場合、少しずつポイントは上がってきていますが、まだまだ就労継続よりも、離職の道を選ぶ傾向が高いことがうかがえます。



⑧ 子育て全般について

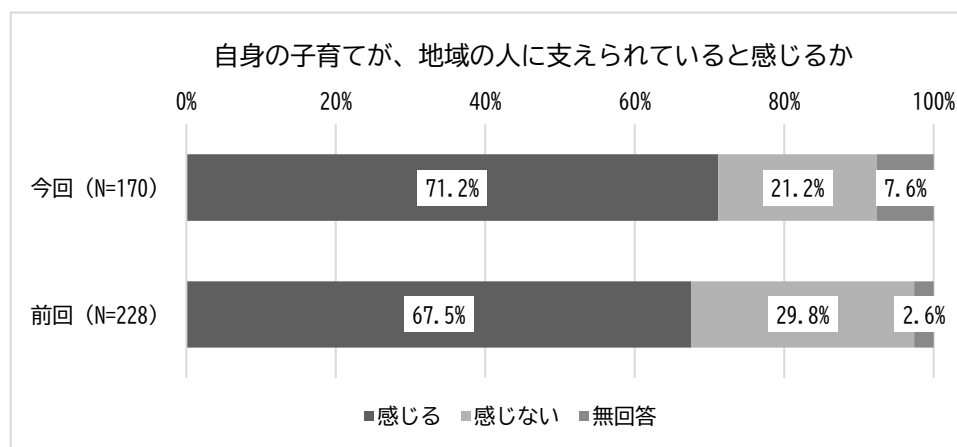
1) 子育てについての悩み

子育てについての悩みについては、「子育てで出費がかさむこと」の割合が37.6%と最も高く、前回調査よりポイントが上がっています。次いで「食事や栄養に関すること」の割合が32.4%、「病気や発育・発達に関すること」の割合が31.8%、「子どもの教育に関すること」の割合が28.8%などとなっています。



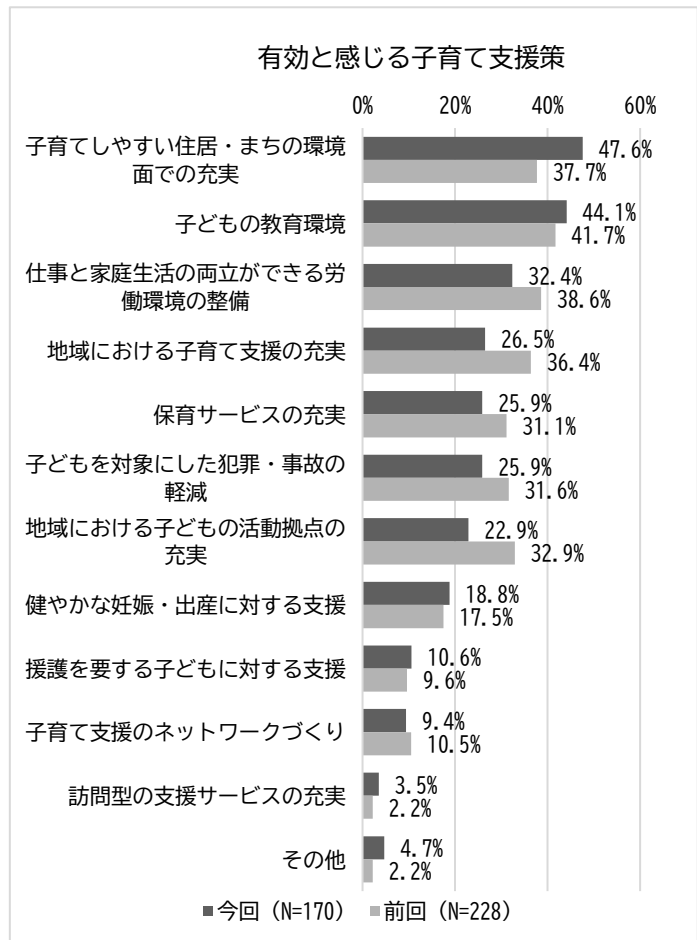
2) 地域の子育て支援

自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じる」の割合が71.2%、「感じない」の割合が21.2%となっています。前回調査結果（「感じる」が67.5%）と比べると、地域で支えられている実感は上昇しているといえます。地域での人間関係の濃密化が進んでいる背景がうかがえます。



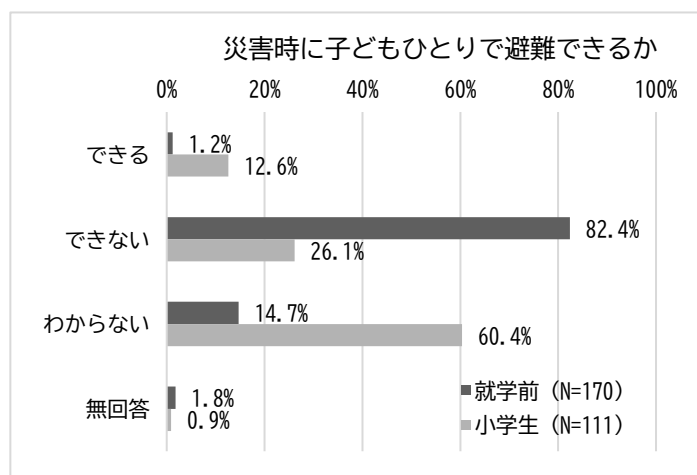
3) 子育てに有効な支援・対策

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が47.6%と最も高く、前回調査よりポイントが上がっています。次いで「子どもの教育環境」の割合が44.1%、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が32.4%、「地域における子育て支援の充実」の割合が26.5%などとなっています。



4) 災害時の避難などについて

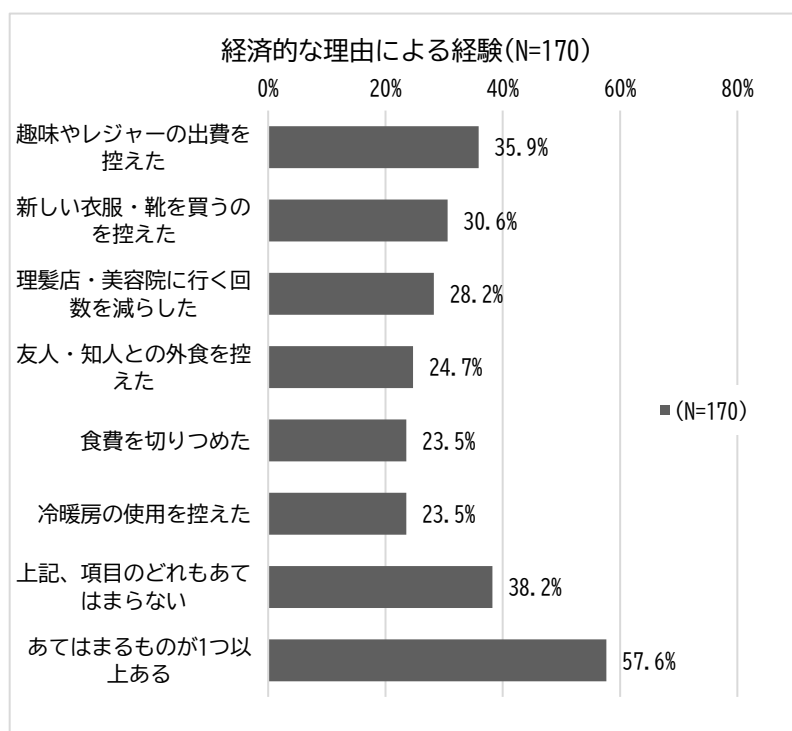
災害時に子どもがひとりで避難できるかについては、就学前で「できる」の割合は1.2%にとどまり、「できない」の割合が82.4%と高くなっており、保護者等がそばにいる必要がうかがえます。小学生では、「できる」の割合は12.6%ですが、「できない」の割合のほうが26.1%と高くなっています。また「わからない」の割合については60.4%と高くなっており、想定できない状況がうかがえ、災害訓練等が課題となります。



5) 経済的な理由による経験

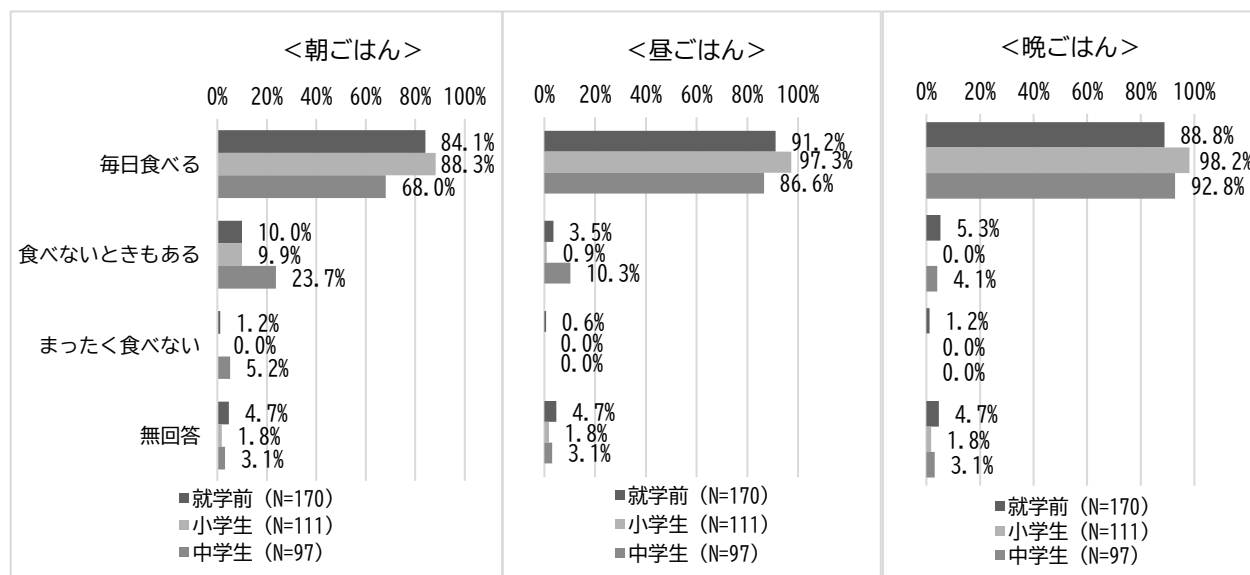
経済的な理由による経験は、「趣味やレジャーの出費を控えた」が 35.9%で最も多く、次いで「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 30.6%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が 28.2%、「友人・知人との外食を控えた」が 24.7%、「食費を切りつめた」「冷暖房の使用を控えた」がともに 23.5%、「上記、項目のどれもあてはまらない」は 38.2%となっています。

また、「あてはまるものが 1 つ以上ある」が 57.6%になっていることから、6割近い人が支払いに困ったことや出費の節約を経験していることになります。



6) 子どもの食生活

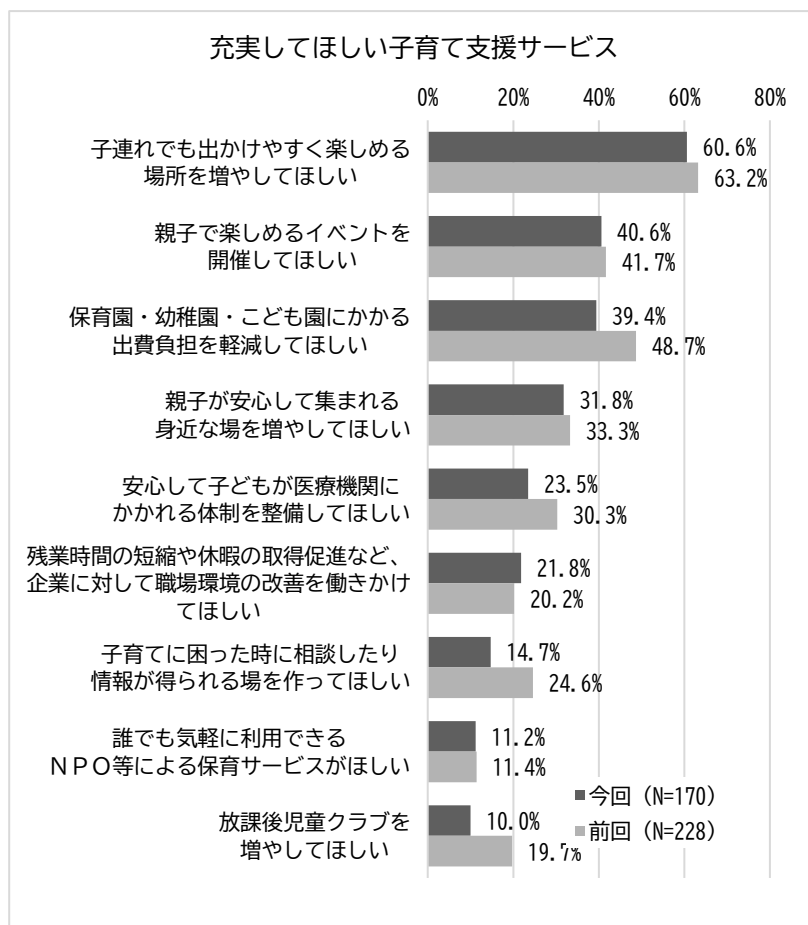
子どもの食生活について、朝・昼・晩の食事の摂取状況をみると、昼ごはんは就学前と小学生で、晩ごはんは小学生と中学生で「毎日食べる」の割合が 9 割以上となっています。朝ごはんは「毎日食べる」の割合が就学前で 84.1%、小学生で 88.3%、中学生で 68.0%となっています。中学生では、朝ごはんを「食べないときもある」の割合が 23.7%と2割を超えており、規則正しい食生活についての普及啓発を進めていくことが課題となります。



⑨ 役場などへの要望について

充実してほしい子育て支援サービスは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 60.6%でもっとも多く、次いで「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」が 40.6%、「保育園・幼稚園・こども園にかかる出費負担を軽減してほしい」が 39.4%、「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が 31.8%となっています。

前回と比較すると、「子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場を作してほしい」が 9.9 ポイント、「放課後児童クラブを増やしてほしい」が 9.7 ポイント、「保育園・幼稚園・こども園にかかる出費負担を軽減してほしい」が 9.3 ポイント、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 6.8 ポイント減少しています。



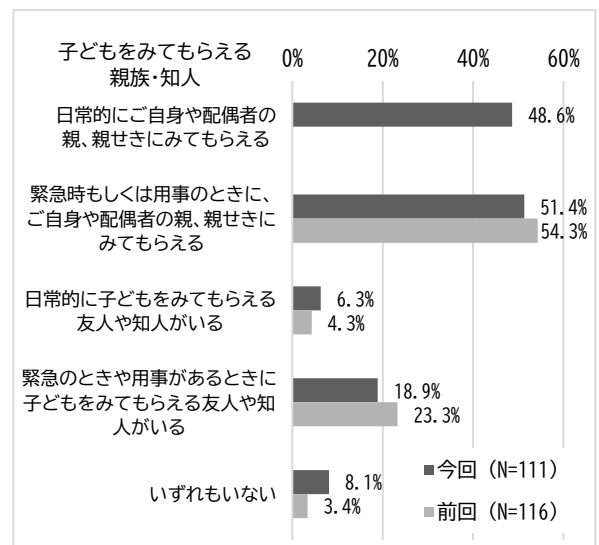
(3) アンケート調査の結果(小学生)

① 子育て家庭の現状と

定期的な教育・保育事業の利用

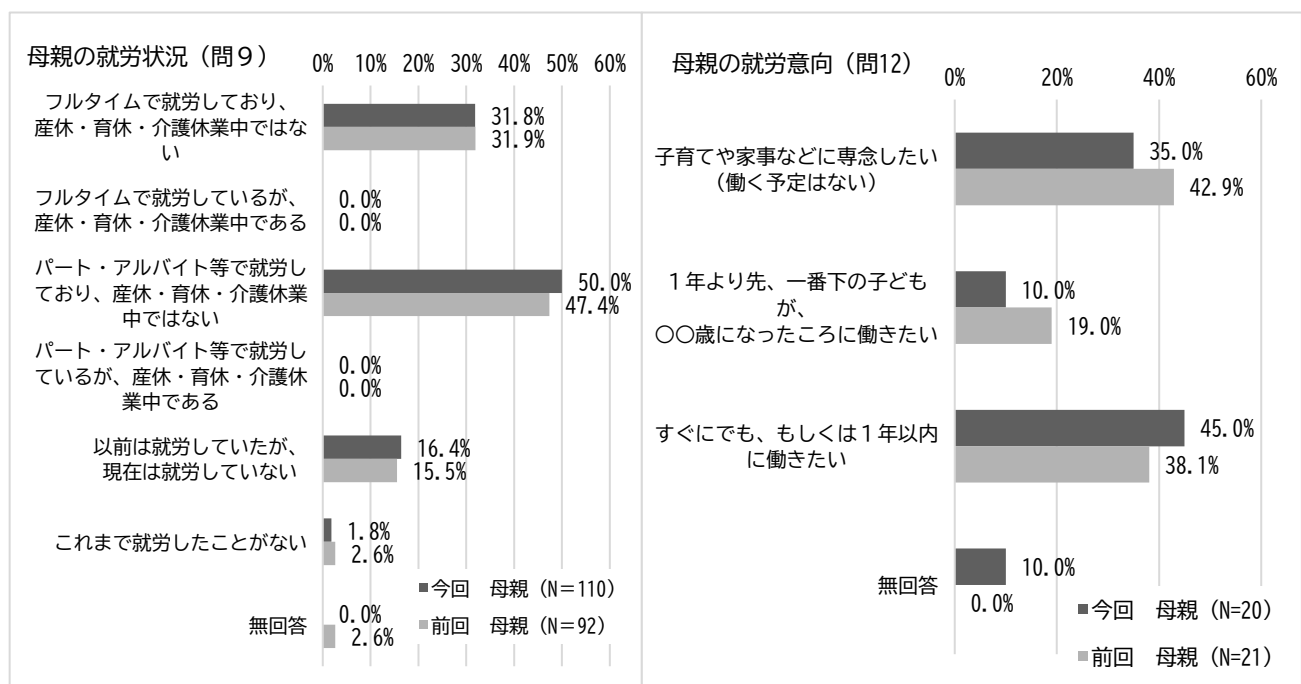
日頃子どもの面倒をみてもらえる人の有無は、「緊急時もしくは用事のときに、ご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が51.4%と最も高くなっています。次いで「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が48.6%となっており、9割以上の家庭が親や親せきなどの協力を得ることができる状況です。

一方で「いずれもない」の割合が8.1%と前回調査よりポイントが上がっている状況です。



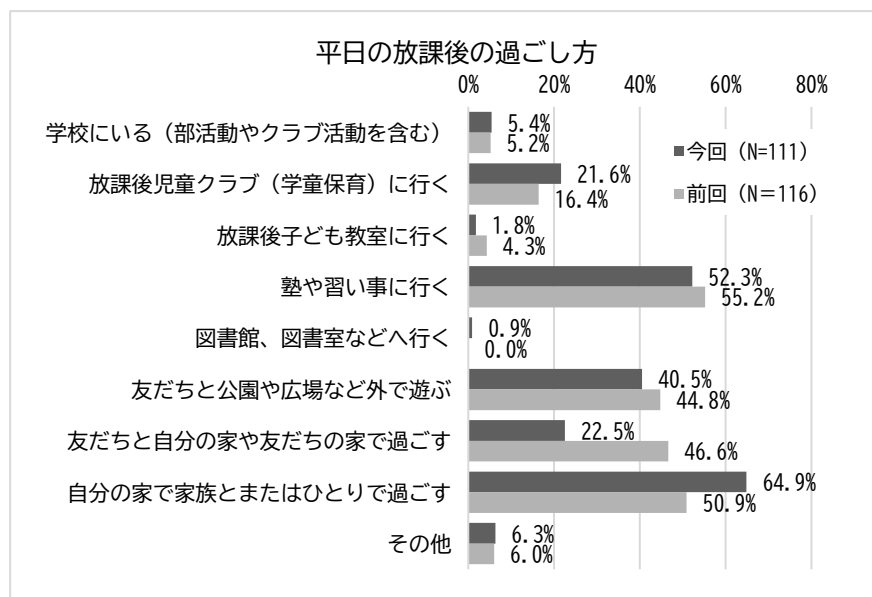
母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 31.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 50.0%と合わせて8割を超える家庭で母親が働いており、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合については、前回調査よりポイントが上がっています。

また「以前は就労していたが、現在は就労していない」母親の就労意向では、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が 45.0%、「1年より先、一番下の子どもが、〇〇歳になったころに働きたい」の割合が 10.0%と合わせて5割以上となっており、母親の就労意向の高まりとそれに伴うニーズの増加がうかがえます。また、子どもが小学生になることで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が未就学児と比べ、約2割の増がみられることから子どもから離れる時間を就労に充てている状況が見受けられます。



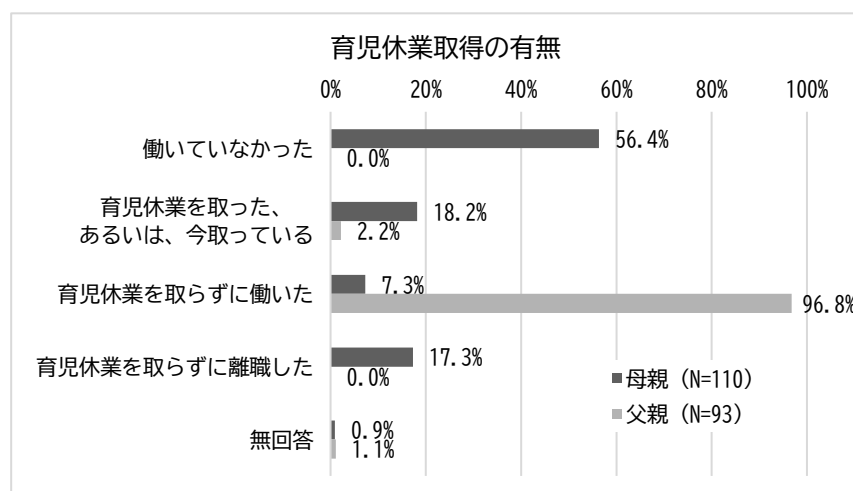
② 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方については、「自分の家で家族とまたはひとりで過ごす」の割合が 64.9%と最も高く、前回調査よりポイントが上がっています。次いで「塾や習い事に行く」の割合が 52.3%、「友だちと公園や広場など外で遊ぶ」の割合が 40.5%となっています。

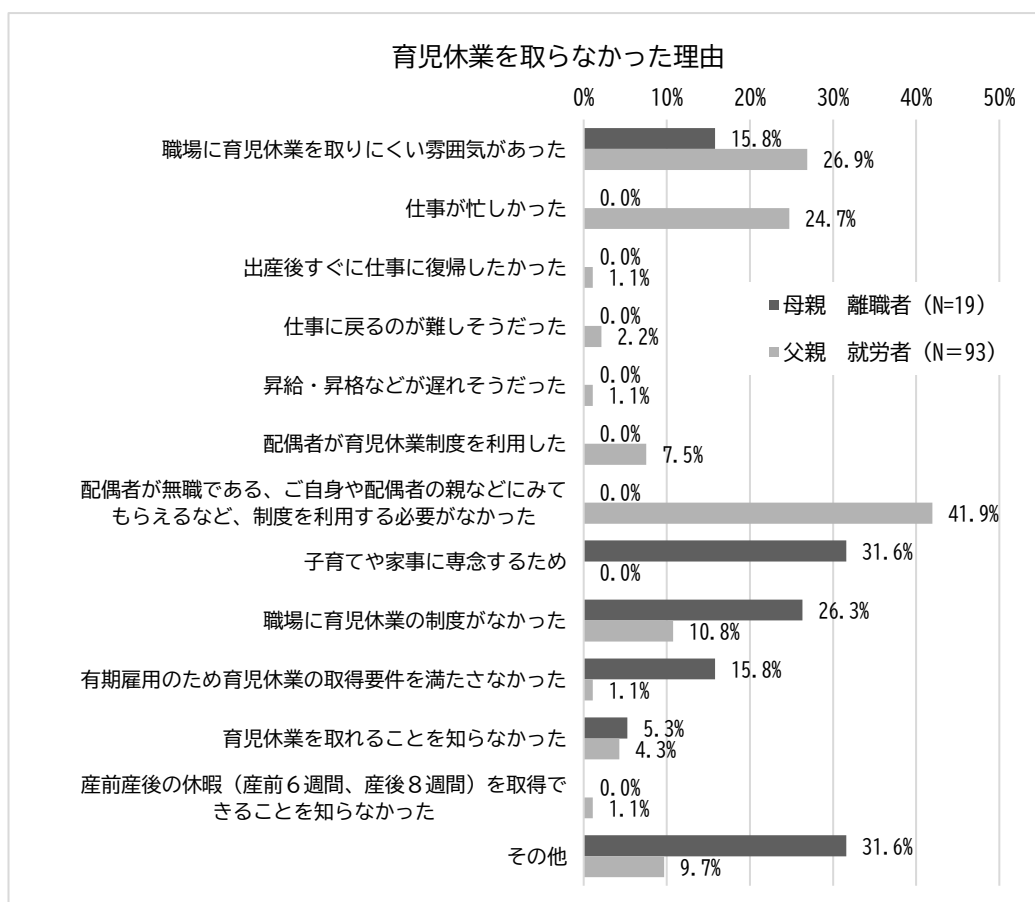


③ 育児休業など、仕事と子育ての両立について

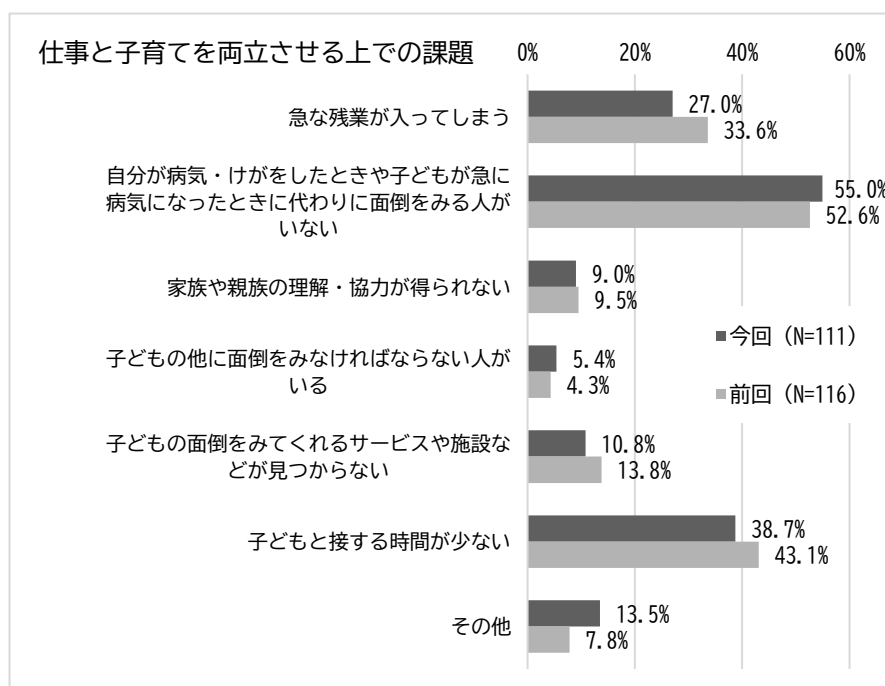
育児休業の取得状況については、母親は「働いていなかった」の割合が 56.4%と最も高く、父親は「育児休業を取らずに働いた」の割合が 96.8%と最も高くなっています。



母親の育児休業を取らずに離職した理由については「子育てや家事に専念するため」の割合が 31.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が 26.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が 15.8%と同率となっています。

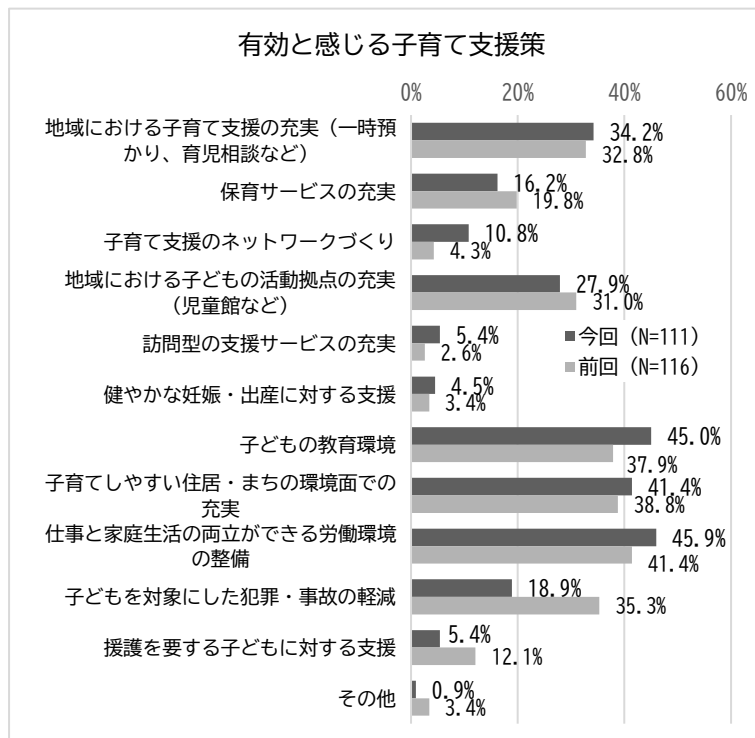


仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことについては、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」の割合が 55.0%と最も高く、前回調査よりポイントが上がっています。次いで「子どもと接する時間が少ない」の割合が 38.7%、「急な残業が入ってしまう」の割合が 27.0%となっています。



④ 子育てに対する意識について

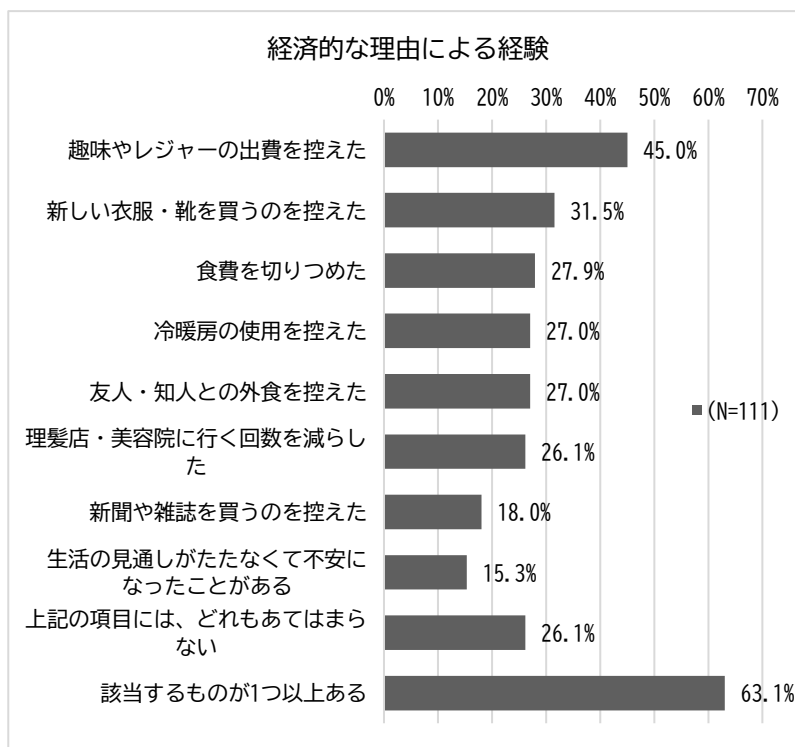
子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が 45.9%と最も高く、前回調査よりポイントが上がっています。次いで「子どもの教育環境」の割合が 45.0%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が 41.4%となっており、保護者や子どもを取り巻く環境整備が有効であるということがうかがえます。



⑤ 経済的な理由による経験

経済的な理由による経験は「趣味やレジャーの出費を控えた」が 45.0%でもっとも多く、次いで「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 31.5%、「食費を切りつめた」が 27.9%、「冷暖房の使用を控えた」「友人・知人との外食を控えた」がともに 27.0%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が 26.1%となっています。

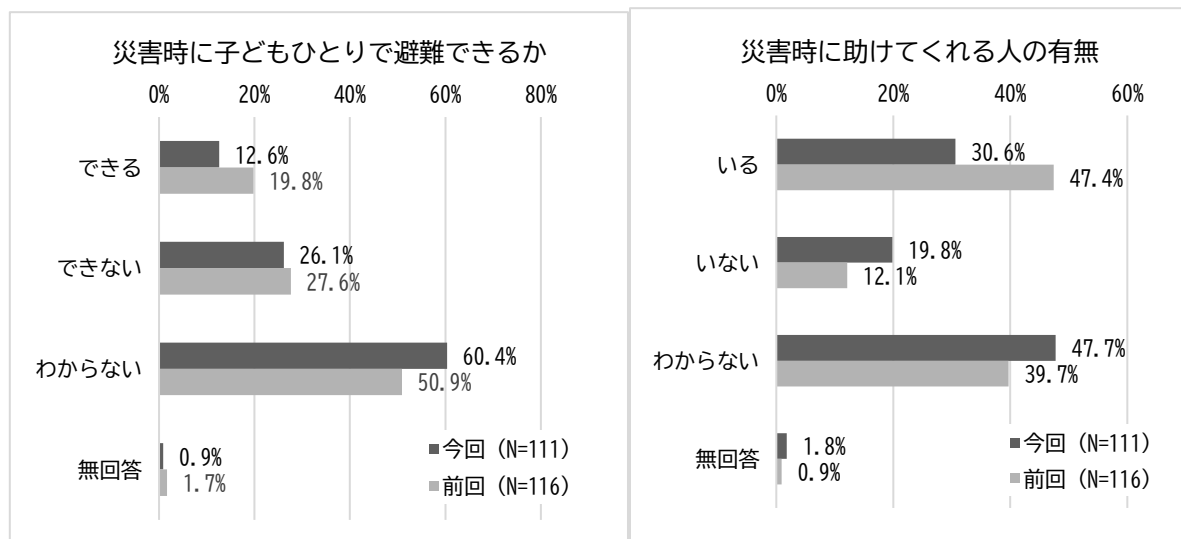
また、「上記の項目には、どれもあてはまらない」は 26.1%、「該当するものが1つ以上ある」は 63.1%となっています。



⑥ 災害時の避難などについて

災害時に子どもがひとりで避難できるかについては、「わからない」の割合が 60.4%と最も高くなっており、前回調査よりポイントが上がっています。「できない」の割合も 26.1%となっています。

また、災害時に家族が不在の場合、子どもを助けてくれる人の有無については、「いない」の割合が 19.8%、「わからない」の割合が 47.7%となっており、合わせて6割以上を占めています。



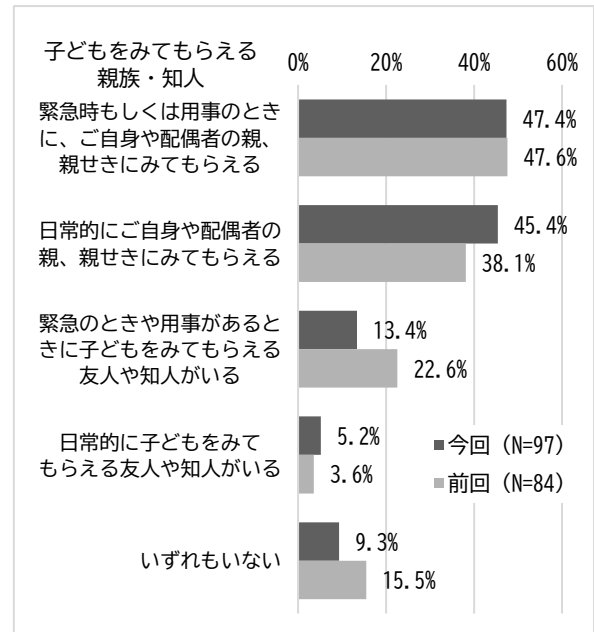
(4) アンケート調査の結果(中学生以上)

① 子育て家庭の現状と

定期的な教育・保育事業の利用

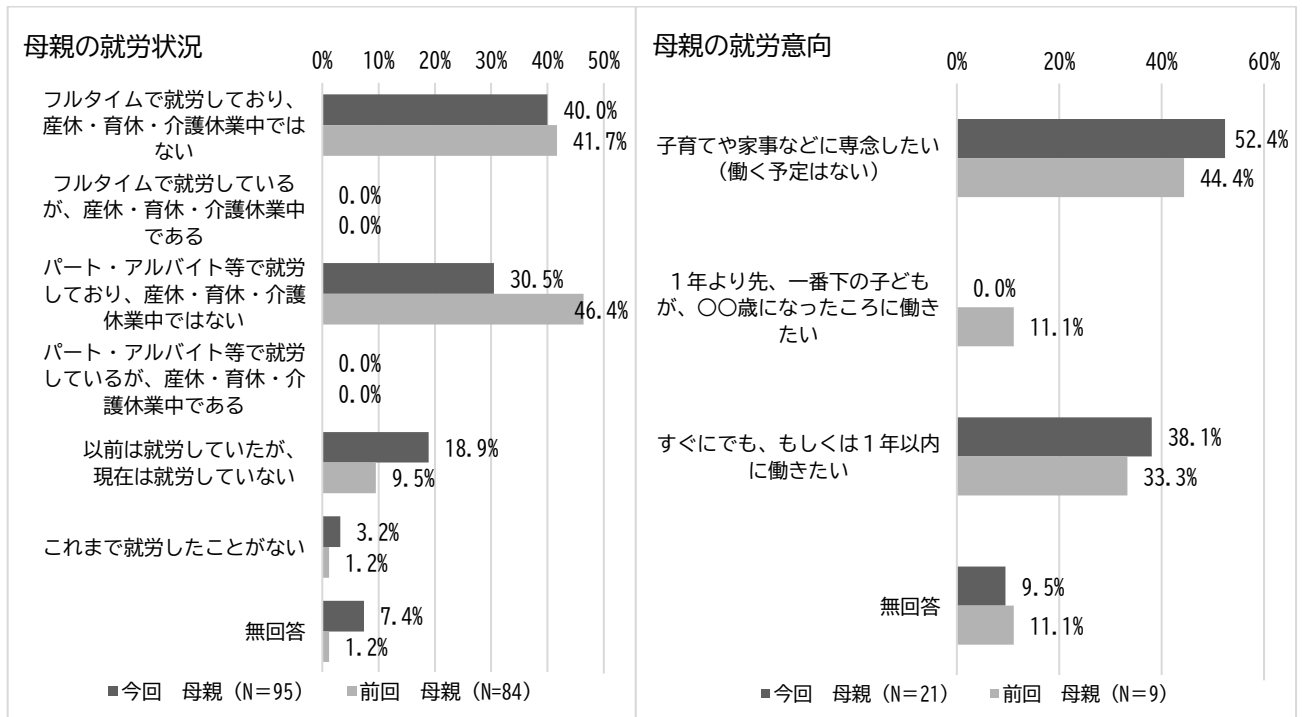
日頃子どもの面倒をみてもらえる人の有無は、「緊急時もしくは用事のあるときに、ご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が 47.4%と最も高く、次いで「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が 45.4%となっており、9割以上の家庭が親や親せきなどの協力を得ることができる状況です。

一方で「いずれもない」の割合が 9.3%と、前回調査よりポイントはやがっていますが、1割近くいる状況です。



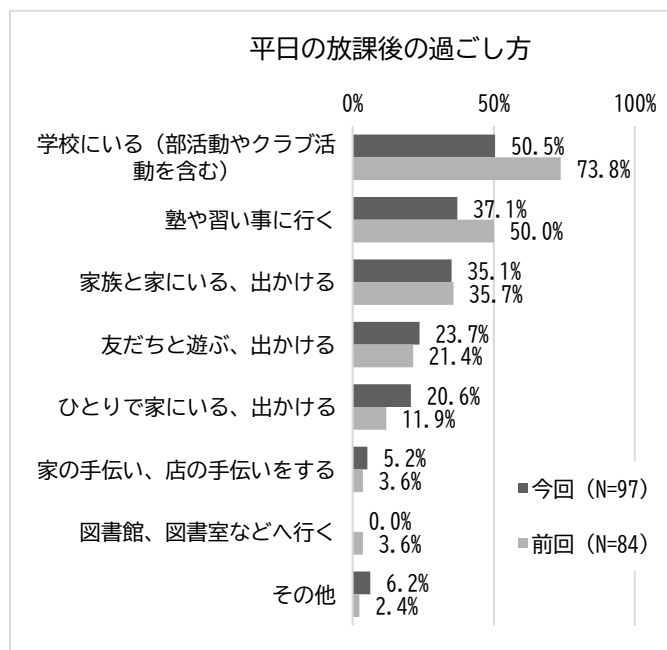
母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 40.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 30.5%と7割以上の家庭で母親が働いています。

また「以前は就労していたが、現在は就労していない」母親の就労意向では、「子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)」の割合が 52.4%と最も高く、半数以上を占めています。次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が 38.1%となっており、前回調査よりポイントも少し増加していることから、子どもが中学生になることでさらに母親の就労率が上がっている状況も見受けられます。



② 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方については、部活動もあるため「学校にいる（部活動やクラブ活動を含む）」の割合が 50.5%で最も高く、次いで「塾や習い事に行く」の割合が 37.1%、「家族と家にいる、出かける」の割合が 35.1%となっています。また、前回調査よりわずかではありますが、「友だちと遊ぶ、出かける」と「ひとりで家にいる、出かける」と「家の手伝い、店の手伝いをする」の割合が上がっています。

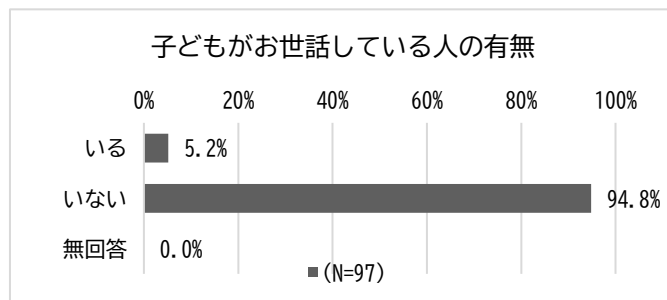


③ 子どもがお世話している人の有無について

子どもがお世話している人が「いる」は 5.2%となっています。

お世話をしている人5件のうち、世話の頻度は「ほぼ毎日」が3件、「週に3日～5日」が2件となっています。

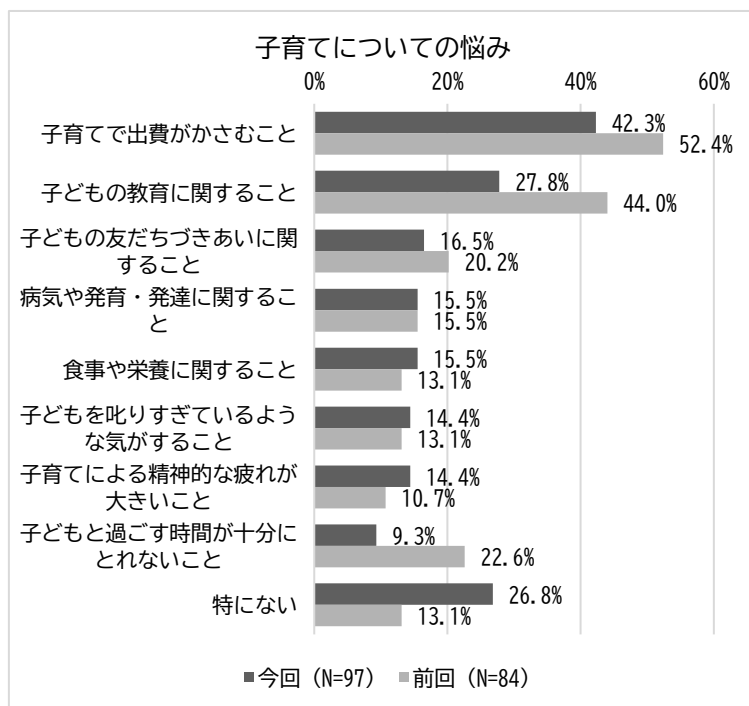
子どもがお世話をするることによる効果は「おうちのひとと話したり遊んだりすることが増える」「家の中で気持ちよく過ごすことができる」「おうちの人が健康に過ごすことができる」が3件でした。



④ 子育てについての悩み

子育てについての悩みについては、「子育てで出費がかさむこと」の割合が42.3%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が 27.8%、「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が 16.5%となっています。

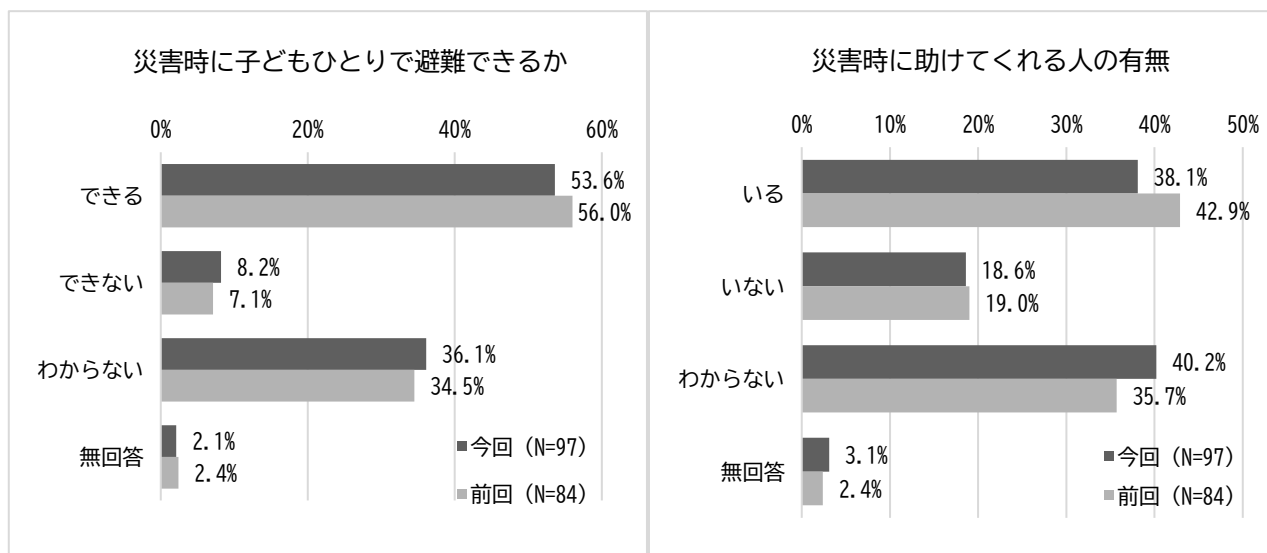
また、前回調査よりわずかではありますが、「食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子育てによる精神的な疲れが大きいこと」などの項目の割合が上がっている状況です。



⑤ 災害時の避難などについて

災害時に子どもがひとりで避難できるかについては、「できない」の割合が 8.2%となっており、わずかではありますが、前回調査よりポイントが上がっています。

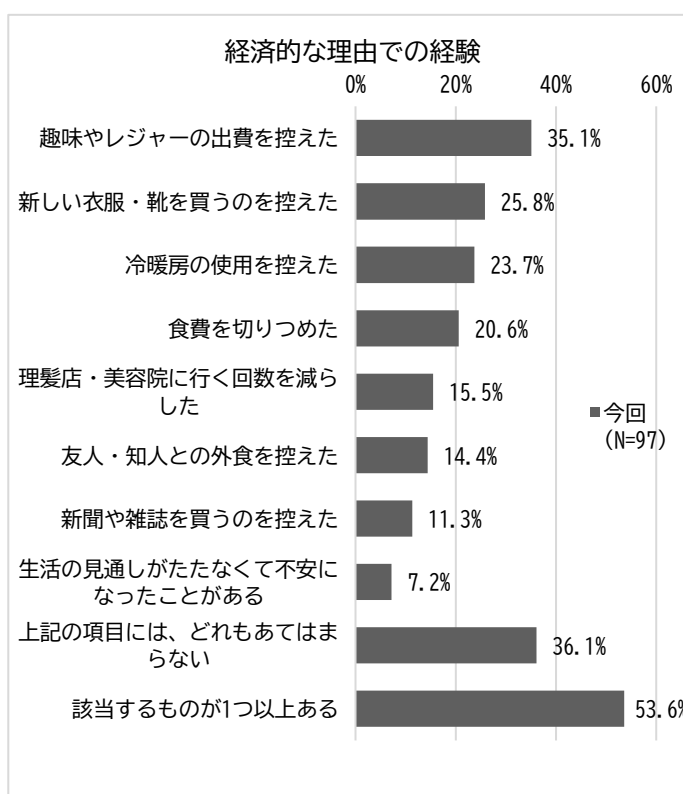
また、災害時に家族が不在の場合子どもを助けてくれる人の有無については、「いない」の割合が 18.6%、「わからない」の割合が 40.2%となっており、合わせて半数以上を占めています。



⑥ 経済的な理由による経験

経済的な理由による経験は「趣味やレジャーの出費を抑えた」が 35.1%でもっとも多く、次いで「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 25.8%、「冷暖房の使用を抑えた」が 23.7%、「食費を切りつめた」が 20.6%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が 15.5%、「友人・知人との外食を抑えた」が 14.4%、「新聞や雑誌を買うのを控えた」が 11.3%となっています。

また、「上記の項目には、どれもあてはまらない」が 36.1%であるのに対し、「該当するものが 1 つ以上ある」は 53.6%となっています。



第3節 第2期計画における取組み状況の総括

(1) 第2期計画における取組み状況の総括

基本目標1:すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

① 子どもの人権を守るための環境整備

第1期計画では、子どもの人権を守る環境づくりのため、人権尊重の意識の醸成、関係機関との連携による児童虐待防止対策の充実、相談体制の充実に取り組んできました。

平成31年度(令和元年度)からは、いじめ問題をはじめとするさまざまな問題について、子どもやその親が気軽に相談できる総合窓口(子ども家庭総合支援拠点)を設置し、子ども家庭支援員が相談内容に応じ、関係機関につなげるなどの対応に努めています。

第2期計画では、児童家庭相談援助や子育て相談(子育てセンター事業)などにおいて、支援が必要な家庭に適切なサービスや支援を結びつけるなど、さらなる子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、学校園だけでは対応が困難な教育・保育的課題に適切に対応するため、学校園支援チームの設置を行いました。

② 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

第1期計画では、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備を図るべく、次代の親の育成、幼児・児童教育の充実及び環境整備、家庭や地域の教育力の向上を推進してきました。

第2期計画では、事業の継続と充実をめざすとともに、幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、幼児教育アドバイザーの育成・配置や小学校との接続を意識した取り組みや校内教育支援ルームなどの設置による不登校児童生徒対策などを実施しました。

③ 親(保護者)と子の健康の確保と増進

第1期計画では、子どもと母親の健康の確保のため、母子の健康維持・増進、食育の推進、思春期保健対策の充実、小児保健医療対策の充実をめざし、事業を展開してきました。

第2期計画では、特に母子保健サービスの充実及び小児医療体制の整備を継続して推進するとともに、不育症治療費の助成や助産師や保健師による訪問、来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートする妊婦等支援などを実施しました。



基本目標2:安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることもできる環境づくり

① ともに協力しあう子育ての啓発

第1期計画・第2期計画では、男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業、男女共同参画講座「男性子育て教室」や両親が等しく妊娠・出産・育児に関する知識・技術の習得が行える場として両親マタニティ教室を開催しました。

② 支援を必要とする子どもやその親を支える環境整備

第1期計画では、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭など、特別な支援を要する家庭に対してさまざまな支援を実施してきました。

第2期計画では、医療的ケアが必要な児童が地域で安全・安心に生活ができるよう医療及び福祉の支援体制の整備などに取り組みました。

基本目標3:みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

① 地域の子育て環境の整備

第1期計画では、子育てセンター(おやこ園)での支援サービス・イベントの実施や、子育てに関する情報提供、延長保育事業や障がい児保育事業といった多様な保育サービス及び子どもの居場所づくりの充実、また「子育てネットワーク・河南」を通じて子育て支援のネットワークづくりを推進し、家庭だけでなく、社会全体で子育てを支えるために、地域における子育て環境の整備に努めました。

第2期計画では、第1期計画の施策を継続し、家庭ではできない体験を親子で楽しめる場所として子育てセンター(おやこ園)事業に取り組み、多様な保育サービスの充実に取り組むとともに、こども園での使用済みおむつについて、保護者の持ち帰りとしていたものを衛生面や保護者の負担軽減の観点から園での処分とし、対応する園に処分費用の補助などを行いました。

② 子どもがのびのび育つ安心・安全な環境の整備

第1期計画では、子どもの成長に寄与する安全・安心な環境の整備のため、子どもの安全の確保のための「子ども110番」運動の推進や青色防犯パトロールの実施、子育てに配慮した地域環境の整備として出生記念樹の配布や公園の整備に取り組んできました。

また、安心して子育てができるよう、各種手当の交付や第2子以降の保育料を全額補助するなど子育て世帯の経済的な負担軽減を図りました。

令和元年10月からは、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収となった副食費の全部または一部を補助する制度を開始し、更なる充実に取り組んでいます。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環としては、子ども医療費助成の対象の拡充を図り、あわせて、22歳までの医療費助成制度「かなん医療・U-22」を創設しました。

第2期計画では、引き続き施策を継続し、新たに特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部助成に取り組むとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、1歳児の子ども一人につき5万円を給付する育児・子ども手当給付を行いました。

(2) 調査結果の総括

アンケート結果や統計データ等を踏まえ、以下の特徴と支援の方向性を示します。

特徴	根拠となる調査結果	支援の方向性
友人・知人よりも親族に頼る傾向が強く、頼れる人がいない人が増加	●子どもを預けられる状況として、「緊急時・用事の際は親・親戚」51.2%、「日常的に親・親戚」41.8%の一方、「緊急時・用事の際は友人・知人」9.4%、「日常的に友人・知人」3.5%で、いずれも前回より減少。 ●「いずれもない」が12.4%で前回より4.1ポイント増加	●血縁のみならず、地域の子育て力による「地縁」の支援による仕組みづくりの推進
母親の就労意向の高まり	●無職の母親(27.3%)の就労希望者は60.9%で、そのうち、希望する働き方は「フルタイム」が3.6%、「パート・アルバイトなど」が89.3%	●保育環境の充実と、母親の就労支援 ●育児と仕事の両立支援の充実
保育需要の高まりと多様化	●平日の教育・保育事業の定期的な利用意向について、「こども園」が70.2%(前回44.3%)と上昇。 ●預かり保育や認可保育園、公立・私立幼稚園などにもニーズあり。	●こども園の総合的な整備 ●多様な保育ニーズに対応する施設・サービスの整備
放課後児童クラブ等のニーズ向上	●小学校入学後の放課後の過ごし方は低学年時には「放課後児童クラブ」が38.9%(前回37.7%)、「放課後子ども教室」が14.8%(前回19.7%)。 ●高学年時には「放課後児童クラブ」が22.2%(前回18.0%)、「放課後子ども教室」が13.0%(前回9.8%)	●放課後児童対策等の充実に向けた、就学児童の居場所の確保
子育て世代の不安・負担の軽減	●子育てで感じる不安・負担で、「子育てで出費がかさむこと」が37.6%(前回29.8%)、「食事や栄養に関すること」が32.4%(前回25.0%)、「病気や発育・発達に関すること」が31.8%(前回26.8%)	●保護者のケア・相談支援体制の充実 ●子育て世代への経済的支援の拡充
経済的困難の増大	●経済的な理由による経験は「趣味やレジャーの出費を控えた」「新しい衣服・靴を買うのを控えた」「理髪店・美容院に行く回数を減らした」「友人・知人との外食を控えた」「食費を切りつめた」「冷暖房の使用を控えた」が多く、「あてはまるものが1つ以上ある」は57.6%	●子育て世代への経済的支援の拡充
地域での支援	●自身の子育てが、地域の人に支えられている」と感じる割合が71.2%(前回67.5%)。	●地域力の向上 ●家事・育児支援事業(外部サービス化等)の推進

特徴	根拠となる調査結果	支援の方向性
災害時対策	●災害時に子どもひとりでの避難が「できない」との回答は、就学前で82.4%、小学生で26.1%。	●災害時を想定した支援の仕組みづくり ●防災訓練の継続実施
有効な子育て支援	●有効な支援の上位項目は、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「子どもの教育環境」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「地域における子育て支援の充実」など	●多様なニーズを踏まえ、住民にとって有効な施策の充実
充実してほしい子育て支援サービス	●充実してほしい子育て支援サービスは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」「保育園・幼稚園・こども園にかかる出費負担を軽減してほしい」「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が多い。	●多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第1期計画と第2期計画では「みどりのなか、子育てと子どもの笑顔をつなぐまち」を基本理念として、豊かな自然の中、子どもたちの元気な声と笑顔があふれ、子育てしやすいまちづくりと、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの充実に取り組んできました。

本計画ではこれらの計画を継承するとともに、こども基本法及びこども大綱の考え方である「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である『こどもまんなか社会』の実現」にも取り組んでいくことが求められることから、こうした考え方をもって、子どもを中心とした地域ぐるみの子育て支援に取り組んでいくことをめざし、基本理念についても継承していきます。

**みどりのなか、子育てと、
子どもの笑顔をつなぐまち**

第2節 基本的な視点

● 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

● 親(保護者)としての育ちの視点

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どもと保護者のより良い環境を築きます。そのために、保護者としての自覚と責任と誇りを高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

● 地域で子育てを支援する視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

第3節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みを推進します。

基本目標1:すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重され、子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備することが必要です。

また、家庭は子どもにとって生活拠点であり、成長のための大切な場所となります。

そのため、妊娠、出産、乳幼児期における母子の健康を確保するとともに、若者の活躍支援など、年齢・発達段階に応じた切れ目のない支援を進め、少しでも子育て家庭の負担が軽減できるように取り組みを推進します。

基本目標2:安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくり

保護者にとって、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。また、子ども・子育て家庭は、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあるとともに、生活困窮や障がい、ヤングケアラーなど、生活上の課題を抱える子ども・家庭も少なくない状況です。

そのため、子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、安全・安心な妊娠、出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための支援体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や生活困窮世帯、障がいがある子どもといった配慮が必要な子どもの特性に合わせた総合的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

基本目標3:みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

今日の子育ては、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の方からの支援、協力を得ることは難しい状況にあります。

また、子どもは社会を構成する一員であり、心身ともに健やかに育むためには、家庭はもちろんのこと、地域、企業、行政をはじめ、社会全体それぞれの立場における機能を発揮して、その責任を担いながら子育てを支えていくことが重要です。

そのため、子育て家庭の孤立防止や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、相談・情報提供体制の強化に努めるとともに、子どもの笑顔がたくさんあふれ、子育て家庭の保護者に「河南町で子育てをして良かった」と思ってもらえるような、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。

第4節 施策の体系

基本目標	施策の方向	基本施策
1すべての子どもが健やかに育つための環境づくり	(1)子どもの人権を守る環境整備	①人権尊重意識の醸成 ②関係機関連携による児童虐待防止対策の充実 ③相談体制の充実
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備	①次代の親の育成 ②幼児、児童教育の充実及び環境整備 ③幼児教育・保育等の質の確保及び向上 ④家庭や地域の教育力の向上
	(3)親(保護者)と子の健康の確保と増進	①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ②母子の健康維持、増進 ③食育の推進 ④思春期保健対策の充実 ⑤小児保健医療対策の充実
2安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくり	(1)ともに協力しあう子育ての啓発	①多様な働き方や働き方の見直し ②仕事と子育ての両立の推進
	(2)支援を必要とする子どもやその親(保護者)を支える環境整備	①ひとり親家庭などの自立支援の充実 ②障がいのある子どもの支援体制の充実 ③外国にルーツのある子どもへの支援
	(3)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的支援
3みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり	(1)地域の子育て環境の整備	①地域における子育て支援サービスの充実 ②子育てに関する情報提供の充実 ③多様な保育サービスの充実 ④子どもの居場所づくりの推進 ⑤子育て支援のネットワークづくり
	(2)子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備	①子どもの安全の確保 ②子育てに配慮した地域環境の整備 ③経済的支援

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

(1) 子どもの人権を守る環境整備

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

① 人権尊重意識の醸成

事業名	事業内容	方向性	担当課
人権教育推進事業	一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、自らの課題として考え、すべての人々の自立と自己実現が図られるよう、啓発や学習機会を提供するため、人権週間に併せて、人権映画会を実施しています。	継続	生涯まなぶ課

② 関係機関連携による児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育てネットワーク事業「虐待問題を検討する部会」(子育てネットワーク・河南)要保護児童対策地域協議会	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「虐待問題を検討する部会」としています。 定期的に開催されるこの部会では、虐待防止のために必要な事業の連携、調整を行い、虐待の個別ケースについては、各関係機関で相談を受け情報を集約し、虐待問題個別対応会議で検討を行っています。	継続	こども1ばん課
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業では、非行、暴力など児童生徒の問題行動やその萌芽に対し、SSWの知識と経験を活用して適切な対応をとり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行っています。	継続	教育課
心理士による巡回相談事業	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きもを行っています。	継続	こども1ばん課

③ 相談体制の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
児童家庭相談 援助	児童家庭相談とは、すべての子どもが健全に育ち、もてる力を最大限に発揮して生きていけるように、子ども及びその家族などの相談に応じ、適切な支援を提供する活動をいいます。 育児不安など様々な相談に対する要望が増大する中、町民に身近な相談窓口として、各関係機関との連携をとりながら対応を行っています。 特に虐待やいじめ等について、河南町子ども家庭総合支援センターを設置し、子ども(保護者含む)が直接相談できる体制を整えています。	継続	こども 1ばん課
子育て相談 (子育てセンタ ー事業)	電話や子育てセンターでの面談により、子育てなどについて相談を行っています。必要に応じて保健師や栄養士の紹介や、児童家庭相談援助との連携をとるなどといった対応を行っています。	継続	こども 1ばん課
スクールカウ ンセラー配置事 業	いじめや不登校など児童生徒の生徒指導上の課題に対し、対応策の一環として、スクールカウンセラーがカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行っています。	継続	教育課
進路選択・ 教育相談事業	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり(進学後に)中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、小学校、中学校における様々な課題(いじめ、不登校、虐待など)に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課
学校園支援チ ーム設置事業	いじめ、不登校、不適切な指導・保育等、学校園だけでは対応が困難な教育・保育的課題に対して、専門家(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士、臨床心理士等)の知見をもって適切に学校園を支援します。	継続	教育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進します。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、地域子育て支援拠点等で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、次代の親の育成を積極的に進めます。

① 次代の親の育成

事業名	事業内容	方向性	担当課
進路選択・教育相談事業【再掲】	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり(進学後に)中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、小学校、中学校における様々な課題(いじめ、不登校、虐待など)に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課
地域就労支援事業	「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや窓口等での情報提供及び能力開発講座の開催を行っています。	継続	農林商工観光課

② 幼児、児童教育の充実及び環境整備

事業名	事業内容	方向性	担当課
家庭地域文庫	町立図書館と町立図書館大宝分室を設けていますが、そこまですべて一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 図書の貸し出しを行うなど、その育成に力を注いでいます。	継続	生涯まなぶ課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に、子どもの安全で安心な場所を確保し、地域の参加・協力を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業です。宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	生涯まなぶ課
ブックスタート事業	4か月児健診の際、乳児とその保護者にメッセージを添えて絵本の手渡しを行っています。	継続	生涯まなぶ課

事業名	事業内容	方向性	担当課
おはなし会	町立図書館で、第2土曜日に、ボランティアグループ「かなんおはなし会 どんぐりころころ」によるおはなし会を実施しています。	継続	生涯まなぶ課
こども図書館まつり事業	子どもの読書週間にあわせて、読書の普及・啓発を促すことを目的に、こども図書館まつりを実施しています。	継続	生涯まなぶ課
絵本読み聞かせ「おはなし会」	子育てセンター事業「おはなし会」で、参加児童に対し絵本の読み聞かせを行っています。	継続	こども1ばん課
英語子育て支援事業	町立こども園に外国人英語教師を派遣し、3・4・5歳児を対象に英語活動を行っています。	継続	こども1ばん課
心理士による巡回相談事業【再掲】	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きも行っています。	継続	こども1ばん課
元気いっぱい！未来へジャンプ事業（子どもの体力向上）	町立こども園での体力測定結果から抽出された課題に対応する運動を通じて、園児の体力向上、健やかな体作りを行っています。様々な活動への意欲や社会性・創造性などを育み、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取り組み、豊かな人生を送るための基盤をつくります。	継続	こども1ばん課
ファイアチャイルド設置事業／ファイアジュニア設置事業	4歳児から小学校低学年を対象とする「ファイアチャイルド」と小学校高学年から高校生を対象とする「ファイアジュニア」を結成し、将来を見据えた地域防災の担い手としての育成を行っています。	継続	危機管理室
学校における防災教育の推進	児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するため、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施します。	継続	危機管理室 教育課
不登校児童生徒支援の推進	教育支援センター「ほこすぎルーム」や校内教育支援ルームによる不登校生の支援を行います。	拡充	教育課
学校給食無償化事業	保護者の経済的負担を鑑み、給食費の完全無償化の実施を目指します。	継続	学校給食センター

③ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

事業名	事業内容	方向性	担当課
認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催など、接続を意識した取り組みの強化を実施します。	継続	こども1ばん課
幼児教育アドバイザーの育成・配置	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」を育成・配置します。	継続	こども1ばん課

④ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	方向性	担当課
家庭地域文庫【再掲】	町立図書館と町立図書館大宝分室を設けていますが、そこまでは行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 図書の貸し出しを行うなど、その育成に力を注いでいます。	継続	生涯まなぶ課
子育て支援事業	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、子育て支援の一環として、こども園で移動動物園や音楽鑑賞会などの催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	こども1ばん課
園庭開放事業	就学前の子どもとその保護者を対象に、子ども同士、親同士の交流遊びを通して子育ての支援を行うため2つのこども園の園庭を開放しています。	継続	こども1ばん課

(3) 親(保護者)と子の健康の確保と増進

安心して出産・子育てができるよう、健康診査、健康相談等の母子保健事業を充実させ、きめ細かく実施していくとともに、親子の心身両面から健康の確保を図ります。

また、次代の親となる青少年の心身を健やかに育てるための思春期保健対策については、幅広い取り組みが必要となるため、関係者や関係機関と連携して進めていきます。

① 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
河南町子ども家庭総合支援センター(拠点)事業	河南町子ども家庭総合支援拠点に、国の設置運営要綱に定める子ども家庭支援員を配置し、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行っています。 今計画期間中に「こども家庭センター」へ移行する予定です。	継続	こども1ばん課 健康づくり推進課
こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点等の機能は維持した上で、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供できるよう今計画期間中にこども家庭センターを設置し、一体的な相談支援を行います。	新規	こども1ばん課 健康づくり推進課

② 母子の健康維持、増進

事業名	事業内容	方向性	担当課
妊婦一般健診(随時・個別)	全妊婦を対象に指定医療機関で、診察、尿検査、血圧測定、血色素検査、HBs 抗原検査、保健指導などを実施しています。 14 回の助成を行い、府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
1 か月児健診(随時・個別)	全乳児を対象に指定医療機関で、問診、診察、身体計測、保健指導などを実施します。府外受診の償還払いにも対応します。	新規	健康づくり推進課
乳児後期健診(随時・個別)	9か月～1歳未満児を対象に指定医療機関で、問診、身体計測、診察、保健指導などを実施しています。府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
4 か月児健診(12 回・集団)	4か月児を対象に、問診、診察、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
1歳6か月児健診(6回・集団)	1歳6か月～1歳8か月児を対象に、問診、身体計測、診察、歯科診察、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
2 歳児歯科健診(6回・集団)	2歳～2歳2か月児を対象に、歯科診察、フッ化物塗布、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課

事業名	事業内容	方向性	担当課
3歳6か月児健診(6回・集団)	3歳6か月～3歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、フッ化物塗布、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談、目の屈折検査などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
5歳児健診(6回・集団)	5歳1か月～5歳2か月児を対象に、問診、身体計測、診察、集団遊び、健康・心理・栄養相談などを実施します。	新規	健康づくり推進課
予防接種事業	予防接種法第5条に基づき、四種混合(ジフテリア、百日ぜき、破傷風、不活化ポリオ)、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン、水痘、不活化ポリオ、五種混合(ジフテリア、百日ぜき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ)、二種混合(ジフテリア、破傷風)、麻しん風しん混合、BCG、麻しん、風しん、日本脳炎、B型肝炎、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種を行っています。 また、任意接種で、おたふくかぜワクチン、三種混合(ジフテリア、百日ぜき、破傷風)ワクチンを接種する場合の費用助成を行っています。	継続	健康づくり推進課
母子健康手帳の交付(随時)	妊娠届により母子健康手帳の交付や子育てサポート事業等について案内します。また、その際、必ず保健師が面接を行い、妊婦の相談に応じながら、家庭での育児サポート体制の把握を行っています。	継続	健康づくり推進課
妊産婦訪問・新生児訪問(随時)	保健師・助産師が、妊産婦及び新生児を持つ家庭を訪問し、保健指導などを行っています。	継続	健康づくり推進課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	保健師・助産師が、生後4か月までの乳児に対し全戸訪問を行い、保健指導などを行っています。	継続	健康づくり推進課
養育支援訪問事業	妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を対象に訪問し、医療機関と保健機関が連携して継続的にサポートしています。	継続	健康づくり推進課
訪問による相談	乳幼児とその保護者を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問して、健康相談・栄養相談を行っています。	継続	健康づくり推進課
育児相談	2か月～12か月児を対象に、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
産婦健康診査(随時・個別)	全産婦を対象に、指定医療機関で問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票などを実施しています。 出産後2週間前後及び出産後1ヶ月前後の2回の公費助成を行い、府外の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
妊産婦歯科健康診査(随時・個別)	妊娠及び産後1年未満の産婦を対象に指定の歯科医院で、それぞれ1回ずつ無料で歯科健診を実施しています。	継続	健康づくり推進課

事業名	事業内容	方向性	担当課
新生児聴覚検査	新生児を対象に指定医療機関で、出生後入院中に行う聴覚検査の初回検査1回の公費助成を行います。府外の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
妊産婦サポート事業 (ママサポ)	助産師や保健師による訪問・来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートします。 妊婦とその家族を対象に栄養・保健指導、赤ちゃんの沐浴実習を行っています。	継続	健康づくり推進課
産後ケア事業 (かるがもケア)	生後4か月未満の乳児と母親で、家族等から十分な産後の援助が受けられず、体調や育児に不安がある人を対象に指定医療機関において育児支援(日帰り型・宿泊型・有料)を実施しています。	継続	健康づくり推進課
ママヨガ & ベビーマッサージ	出産後2か月から概ね1年未満の女性を対象に、ベビーマッサージとママヨガの体験を通して産後の運動不足の解消や気分転換を図ったり、助産師等により育児の悩み等の相談も行っています。	継続	健康づくり推進課
妊婦等支援事業(妊婦のための支援給付事業)	申請を行い、妊婦給付認定を受けた人に 5 万円を給付します。 妊婦給付認定を受けた人が妊娠している子どもの数の届出により子ども一人につき 5 万円を給付します。	継続	健康づくり推進課
妊婦等支援事業(妊婦等包括相談支援事業)	妊娠中の身体的及び精神的な負担の軽減のため、妊婦及びその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。	継続	健康づくり推進課
不育症治療費の助成	不育症治療を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。同一年度中 300,000 円上限	継続	健康づくり推進課
初回産科受診費用の助成	初回の産科受診の費用の一部助成を行うことにより、低所得妊婦の経済的負担の軽減を図ります。1 回につき 10,000 円上限	継続	健康づくり推進課
妊婦健診交通費助成事業	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費を助成します。	新規	健康づくり推進課
育児・子育て応援事業	出生届出時に子ども一人につき 5 万円を給付します。	継続	健康づくり推進課

③ 食育の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
離乳食講習会「もぐもぐ教室」	3か月～12か月児を対象に、離乳食の進め方・与え方の講習、調理実習、試食を行っています。	継続	健康づくり推進課

④ 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
思春期保健対策	次代の親となる青少年の心と体の健康づくりは重要な課題です。性感染症、薬物問題、喫煙、飲酒を防止するための啓発活動や、偏った食事を予防するための食育など、関係機関が連携して取り組む必要があります。	継続	健康づくり推進課

⑤ 小児保健医療対策の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
小児救急医療	少子化が進む状況で、小児医療体制の確立が重要な課題です。 富田林医師会などに委託し、午後8時から翌朝8時までの小児救急医療体制を整備しています。 ※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は、午後4時から翌朝8時まで。	継続	健康づくり推進課
休日急病診療	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)に急に発病した場合の休日急病診療体制を整備しています。	継続	健康づくり推進課

基本目標2 安心して子どもを産み育て、 子育てに喜びを感じることでできる環境づくり

(1) とともに協力しあう子育ての啓発

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

① 多様な働き方や働き方の見直し

事業名	事業内容	方向性	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業	男性と女性の相互理解のもと、家庭や職場、地域社会などあらゆる分野に両者が参加し、それぞれ対等な立場で能力や個性を発揮できる社会をめざして啓発活動を行っています。	継続	住民生活課
男女共同参画講座「男性子育て教室」	男女共同参画をめざし、子育て中の父親を対象に、子育て講演や子育て実習、実技などを中心とした「男性子育て教室」を開催しています。	継続	住民生活課 こども1ばん課

② 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
妊産婦サポート事業（ママサポ）【再掲】	助産師や保健師による訪問・来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートします。妊婦とその家族を対象に栄養・保健指導、赤ちゃんの沐浴実習を行っています。	継続	健康づくり推進課
通常保育事業	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども1ばん課
障がい児保育事業	保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育しています。	継続	こども1ばん課
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行っています。	継続	こども1ばん課
預かり保育事業	教育時間終了後や長期休業中の期間について、幼稚園・認定こども園で預かり保育を行っています。	継続	こども1ばん課
病後児保育事業	病気の回復期にあるが、まだ集団保育ができない子どもを預かり、保育を行っています。	継続	こども1ばん課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども1ばん課

(2) 支援を必要とする子どもやその親(保護者)を支える環境整備

ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭に対しては、個々の家庭の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。すべての子育て家庭が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進を図ります。

① ひとり親家庭などの自立支援の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母等と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を助成しています。	継続	こども1ばん課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を目的に、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父母等に手当を支給しています。	継続	こども1ばん課
通常保育事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども1ばん課
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	就労などの都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かります。(町外施設に委託)	継続	こども1ばん課
地域就労支援事業【再掲】	「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや窓口等での情報提供及び能力開発講座の開催を行っています。	継続	農林商工観光課
就学援助事業	子どもたちの学習の機会が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用の一部(学用品費・校外活動費など)を町立、府立及び国立の小・中学校に就学する児童生徒の保護者を対象に援助しています。	継続	教育課

② 障がいのある子どもの支援体制の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育てネットワーク事業「障がいのある子どもの支援部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「障がいのある子どもの支援部会」としています。 定期的に行われるこの部会では、障がい児、者支援検討機関連携調整や就学後の支援及び相談体制の連携、ケース担当者による具体的支援の検討などを行っています。また、対応に必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども1ばん課
心身障害児通園施設運営費補助事業	心身に障がいのある児童の通園施設として、河内長野市に社会福祉法人聖徳園が運営する「しょうとく園」があり、発達に遅れのある子どもや肢体の不自由な子どもに対する保育や訓練を行っています。本町では、施設を利用するにあたり、その保育内容の充実と運営の健全化を図ることを目的として、他の南河内管内の市町村とともに、運営費の補助を行っています。	継続	こども1ばん課
遊びの教室「わんぱくランド」(子育てセンター事業)	1歳6か月～未就園児を対象に、親子で遊びを体験する中で、子どもの発育・発達をうながすとともに、親に子どもとの関わり方を学んでもらう教室です。	継続	こども1ばん課
障がい児保育事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育しています。	継続	こども1ばん課
補装具費の支給	身体障害者手帳を持っている人や難病患者(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる疾病)に対し、身体上の障がいを補うための用具(義肢、車いす、補聴器など)の購入・借受け・修理に必要な費用を支給します。 費用の1割程度の利用者負担がありますが、負担軽減のため、所得に応じた負担上限が設けられています。	継続	高齢障がい福祉課
日常生活用具の給付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人や難病患者(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる疾病)に対し、排せつ管理支援用具(紙おむつなど)などの、日常生活をより円滑に行うための用具を給付します。 費用の1割程度の利用者負担がありますが、負担軽減のため、所得に応じた負担上限が設けられています。また、世帯に一定以上の高額所得者がいる場合は支給対象外となります。	継続	高齢障がい福祉課
重度障がい者医療	重度の障がいのある人の保険診療にかかる費用の一部を公費助成します。対象者は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか、または療育B1と身障手帳3～6級を持っている人、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証を持っている人で障害年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する人です(所得制限あり。生活保護受給者は対象外)。 なお、本町では入院時食事療養費も助成対象としています。	継続	高齢障がい福祉課

事業名	事業内容	方向性	担当課
特別児童扶養手当	児童福祉の増進のため、精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給しています。	継続	こども1ばん課
心理士による巡回相談事業【再掲】	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きもを行っています。	継続	こども1ばん課
南河内圏域障がい児(者)歯科診療	障がいのある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人の歯科治療・口腔衛生指導などを行う体制を整備します。	継続	健康づくり推進課
軽度難聴児補聴器購入補助事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成しています。	継続	こども1ばん課
医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要な児童が地域で安全・安心に生活ができるよう医療及び福祉の支援体制の整備を目的に障がい者地域自立支援協議会内に医療的ケア児支援部会を設置し、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、支援を行っています。	継続	こども1ばん課 高齢障がい福祉課

③ 外国にルーツのある子どもへの支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
外国にルーツのある子どもへの支援	外国にルーツのある子どもが、安心して学校生活を送ることができるよう、大阪府の事業の活用や関係機関と連携して日本語指導などを行う体制整備を図ります。 また、帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業多言語進路ガイダンスにより、学校生活や進路の支援を図ります。	継続	教育課

(3) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもとその家族に対して教育、生活、就労、経済的な面から支援に取り組み、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

① 教育の支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
心理士による巡回相談事業【再掲】	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・保護者・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、保護者面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きもを行っています。	継続	こども1ばん課
スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業【再掲】	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業では、非行、暴力など児童生徒の問題行動やその萌芽に対し、SSWの知識と経験を活用して適切な対応をとり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行っています。	継続	教育課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	いじめや不登校など児童生徒の生徒指導上の課題に対し、対応策の一環として、スクールカウンセラーがカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行っています。	継続	教育課
進路選択・教育相談事業【再掲】	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり(進学後に)中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、小学校、中学校における様々な課題(いじめ、不登校、虐待など)に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課
就学援助事業【再掲】	子どもたちの学習の機会が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用の一部(学用品費・校外活動費など)を町立、府立及び国立の小・中学校に就学する児童生徒の保護者を対象に援助しています。	継続	教育課

② 生活の安定に資するための支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
こども家庭センター【再掲】	子ども家庭総合支援拠点等の機能は維持した上で、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供できるよう今計画期間中にこども家庭センターを設置し、一体的な相談支援を行います。	新規	こども1ばん課 健康づくり推進課
養育支援訪問事業【再掲】	妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を対象に訪問し、医療機関と保健機関が連携して継続的にサポートしています。	継続	健康づくり推進課
妊産婦サポート事業（ママサポ）【再掲】	助産師や保健師による訪問・来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートします。 妊婦とその家族を対象に栄養・保健指導、赤ちゃんの沐浴実習を行っています。	継続	健康づくり推進課
妊婦等支援事業（妊婦のための支援給付事業）【再掲】	助産師や保健師による訪問、来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートします。 妊娠届出時に子ども一人につき5万円を給付します。	継続	健康づくり推進課
子育てネットワーク事業「育児支援と健全育成部会」（子育てネットワーク・河南）	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「育児支援と健全育成部会」としています。 定期的開催されるこの部会では、子育て支援情報の交換や子育てサークルなどの運営、不登校と子どもの健全育成に係る情報交換及び関係機関の連携を行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども1ばん課

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
地域就労支援事業【再掲】	「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや窓口等での情報提供及び能力開発講座の開催を行っています。	継続	農林商工観光課

④ 経済的支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母等と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を助成しています。	継続	こども1ばん課

事業名	事業内容	方向性	担当課
子ども医療費助成事業	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、子どもの医療費の助成を行っています。 令和元年10月からは、助成の対象を高校生(18歳まで)まで拡充し、あわせて、22歳までの医療費助成制度「かなん医療・U-22」を創設しました。	継続	こども1ばん課
児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を目的に、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父母等に手当を支給しています。	継続	こども1ばん課
多子世帯保育料軽減事業	子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の保育料を補助しています。	継続	こども1ばん課
乳幼児給食費助成事業 (にこにこランチ事業)	保育園等の利用にあたり必要とされる給食費のうち、副食費の全部又は一部を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。 今計画期間中に主食費についても助成する予定です。	拡充	こども1ばん課 高齢障がい福祉課
妊婦等支援事業(妊婦のための支援給付事業)【再掲】	助産師や保健師による訪問、来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートします。 妊娠届出時に子ども一人につき5万円を給付します。	継続	健康づくり推進課
初回産科受診費用の助成【再掲】	低所得の妊婦の経済的負担を軽減するため、初回の産科受診の費用の一部助成を行っています。	継続	健康づくり推進課
妊婦健診交通費助成事業【再掲】	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費を助成します。	新規	健康づくり推進課
不育症治療費の助成【再掲】	不育症治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部助成を行っています。	継続	健康づくり推進課
育児・子育て応援事業【再掲】	出生届出時に子ども一人につき5万円を給付します。	継続	健康づくり推進課
育児・子ども手当給付事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、1歳児の子ども一人につき5万円を給付します。 今計画期間中に2歳児まで拡充します。	拡充	こども1ばん課
就学援助事業【再掲】	子どもたちの学習の機会が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用の一部(学用品費・校外活動費など)を町立、府立及び国立の小・中学校に就学する児童生徒の保護者を対象に援助しています。	継続	教育課
学校給食無償化事業【再掲】	保護者の経済的負担を鑑み、給食費の完全無償化の実施を目指します。	継続	学校給食センター

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

(1) 地域の子育て環境の整備

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から町民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、子ども子育て支援新制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、地域の実状に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育て支援事業【再掲】	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、子育て支援の一環として、こども園で移動動物園や音楽鑑賞会などの催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	こども1ばん課
しゅっぱぽぽ☆くらぶ(子育てセンター事業)	保護者同士の交流や子育て情報交換のできる、親子で遊べる場を提供するとともに保育士を設置し、育児の情報提供や育児相談などを行い、絵本の読み聞かせ、手遊び、リズム遊びなども行っています。 また、育児不安などを解消するため、1歳の誕生日までの乳幼児をもつ母親を対象として「ベビーしゅっぱぽぽ」も実施しています。	継続	こども1ばん課
おさんぽランド(子育てセンター事業)	未就園児とその保護者を対象に、町内のこども園や施設へ出向き、在園児や地域と交流する事業を行っています。	継続	こども1ばん課
あおぞら広場(子育てセンター事業)	夏期限定で、水遊びを中心とした遊びをたのしむ場を提供し、就学前の子どもや育児中の親同士の交流を行っています。	継続	こども1ばん課
子育てサークル活動支援(子育てセンター事業)	子育て中の保護者が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。また、地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	こども1ばん課
子育て教室「きらきら星」(子育てセンター事業)	6か月から就園前までの子どもとその保護者を対象に、保育士や講師の指導のもと、親子遊びを体験する中で、子どもとの関わり方を学び、親同士での仲間づくりを応援しています。 またここで築かれた関係が「子育てサークル」などにつながるようサポートを行っています。	継続	こども1ばん課

② 子育てに関する情報提供の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育て講習会 (子育てセンタ ー事業)	講師の先生と一緒に親子で楽しめる体操やリトミック等の講座や、お母さんのためのリフレッシュ講座を開催しています。	継続	こども 1ばん課
講演会 (子育てセンタ ー事業)	子育て関係を専門とする講師を招き、子育てに役立つ情報発信の場として、講演会を開催しています。	継続	こども 1ばん課
広報紙、 ホームページ 等	広報紙やホームページにおいて子育てに関する各種の情報をわかりやすく提供するとともに、SNS も活用して必要な情報がより直接的に届くよう努めています。	継続	秘書企画 課

③ 多様な保育サービスの充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
通常保育事業 【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども 1ばん課
障がい児保育 事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育しています。	継続	こども 1ばん課
病後児保育事 業【再掲】	病気の回復期にあるが、まだ集団保育ができない子どもを預かり、保育を行っています。	継続	こども 1ばん課
延長保育事業 【再掲】	通常保育の前後に時間を延長して保育を行っています。	継続	こども 1ばん課
預かり保育事 業【再掲】	教育時間終了後や長期休業中の期間について、幼稚園・認定こども園で預かり保育を行っています。	継続	こども 1ばん課
こども園紙お むつ処分事業	こども園での使用済み紙おむつについて、保護者の持ち帰り対応としていたものを衛生面や保護者の負担軽減の観点から園での処分とし、対応する園に処分費用の補助を行っています。	継続	こども 1ばん課
一時預かり保 育事業(ぽけっ とルーム)	保護者の急用や病気、育児疲れのリフレッシュなど、困った時のサポートとして、保育士が子どもの一時預かり保育を行っています。	継続	こども 1ばん課
子育て短期支 援事業(トワイ ライトステイ) 【再掲】	就労などの都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かり、世話などをします。(町外施設に委託)	継続	こども 1ばん課

事業名	事業内容	方向性	担当課
短期入所生活 援助事業(ショ ートステイ)	保護者が病気や疲労その他身体上、精神上、環境上の理由で家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設などにおいて短期間(1週間程度)児童を預かります。(町外施設に委託)	継続	こども 1ばん課
放課後児童健 全育成事業(放 課後児童クラ ブ)【再掲】	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども 1ばん課
乳児等通園支 援事業(こども 誰でも通園制 度)	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる事業を令和 8 年度からの支援給付に向け早期の実施を検討します。	新規	こども 1ばん課

④ 子どもの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
放課後児童健 全育成事業(放 課後児童クラ ブ)【再掲】	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども 1ばん課
放課後子ども 教室推進事業 【再掲】	放課後や週末等に、子どもの安全で安心な場所を確保し、地域の参加・協力を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業です。宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	生涯まな ぶ課

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育てネットワーク事業「育児支援と健全育成部会」(子育てネットワーク・河南) 【再掲】	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は 3 つの部会から成り、そのひとつを「育児支援と健全育成部会」としています。 定期的開催されるこの部会では、子育て支援情報の交換や子育てサークルなどの運営、不登校と子どもの健全育成に係る情報交換及び関係機関の連携を行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども 1ばん課
子育てサークル活動支援 【再掲】	子育て中の保護者が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。また、地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	こども 1ばん課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	日中に保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども 1ばん課
放課後子ども教室推進事業 【再掲】	放課後や週末等に、子どもの安全で安心な場所を確保し、地域の参加・協力を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業です。宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	生涯まな ぶ課
ボランティア教室(子育てセンター事業)	子育て親子や地域の人材が、子育てセンターのボランティアスタッフとして参加していただけるよう、教室を開催しています。 受講後は、子育てセンターの環境整備や育児ボランティアとしてご協力いただいています。	継続	こども 1ばん課
医療的ケア児への支援 【再掲】	医療的ケアが必要な児童が地域で安全・安心に生活ができるよう医療及び福祉の支援体制の整備を目的に障がい者地域自立支援協議会内に医療的ケア児支援部会を設置し、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、支援を行っています。	継続	こども 1ばん課 高齢障がい福祉課

(2) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

① 子どもの安全の確保

事業名	事業内容	方向性	担当課
教育施設などの警備	町教育施設に、機械警備、防犯カメラを設置し、児童・生徒などの安全を守る環境を整えています。	継続	教育課 生涯まなぶ課 こども1ばん課
子ども110番運動の推進	「こども110番」運動は、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保することを目的として、青少年育成大阪府民会議が推進する運動です。子どもが巻き込まれる事件を未然に防ぐために、協力家庭・事業所に目印の旗を掲げていただくなど、地域とともに安全啓発に努めています。	継続	生涯まなぶ課
青色防犯パトロール	「みんなで守ろうみんなの安全」を合言葉に、各地区においても「ブルーガード」が設立され、地域と行政が協働し、防犯啓発や子どもの下校時の安全確保及び町域の治安の向上を目的とし活動しています。	継続	危機管理室

② 子育てに配慮した地域環境の整備

事業名	事業内容	方向性	担当課
出生記念品配布事業	次代を担う子どもの誕生に敬意を表し、健やかな成長を願い、あわせて本町の豊かな自然環境を守り、育てる意識を深めていただくため、出生から1年以内の本町に居住する子どもに対し、「出生記念樹」又は「積み木」を贈呈しています。	継続	農林商工観光課
公園管理事業	本町には23か所の都市公園のほか農村広場などがあり、子どもやその保護者がのびのび遊べる空間となっています。本町では、そうした公園の適切な管理を行い、利用増進に努めています。	継続	地域整備課
ちびっこ老人憩いの広場遊具設備など整備事業	児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成を図るとともに、老人の憩いの場となるよう、地区が設置する「ちびっこ老人憩いの広場」に対して遊具設備などの整備及び維持、補修などに関して補助を行っています。	継続	こども1ばん課

③ 経済的支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
子ども医療費助成事業【再掲】	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、子どもの医療費の助成を行っています。 令和元年10月からは、助成の対象を高校生(18歳まで)まで拡充し、あわせて、22歳までの医療費助成制度「かなん医療・U-22」を創設しました。	継続	こども1ばん課
ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母等と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を助成しています。	継続	こども1ばん課
児童手当給付	次代を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、高校修了年代までの児童を対象に手当を支給しています。	継続	こども1ばん課
児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を目的に、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父母等に手当を支給しています。	継続	こども1ばん課
重度障がい者医療【再掲】	重度の障がいのある人の保険診療にかかる費用の一部を公費助成します。対象者は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか、または療育B1と身障手帳3～6級を持っている人、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証を持っている人で障害年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する人です(所得制限あり。生活保護受給者は対象外)。 なお、本町では入院時食事療養費も助成対象としています。	継続	高齢障がい福祉課
特別児童扶養手当【再掲】	児童福祉の増進のため、精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給しています。	継続	こども1ばん課
多子世帯保育料軽減事業【再掲】	子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の保育料を補助しています。	継続	こども1ばん課
乳幼児給食費助成事業(にこにこランチ事業)【再掲】	保育園等の利用にあたり必要とされる給食費のうち、副食費の全部又は一部を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。 今計画期間中に主食費についても助成する予定です。	拡充	こども1ばん課 高齢障がい福祉課
就学援助事業【再掲】	子どもたちの学習の機会が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用の一部(学用品費・校外活動費など)を町立、府立及び国立の小・中学校に就学する児童生徒の保護者を対象に援助しています。	継続	教育課

事業名	事業内容	方向性	担当課
不育症治療費の助成【再掲】	不育症治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部助成を行っています。	継続	健康づくり推進課
初回産科受診費用の助成【再掲】	低所得の妊婦の経済的負担を軽減するため、初回の産科受診の費用の一部補正を行っています。	継続	健康づくり推進課
育児・子育て応援事業【再掲】	出生届出時に子ども一人につき 5 万円を給付します。	継続	健康づくり推進課
育児・子ども手当給付事業【再掲】	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、1 歳児の子ども一人につき 5 万円を給付します。 今計画期間中に 2 歳児まで拡充します。	拡充	こども 1 ばん課
妊婦健診交通費助成事業【再掲】	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費を助成します。	新規	健康づくり推進課

第5章 事業の量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育提供施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

町全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。



第2節 乳幼児・児童数の推計

令和 2 年から令和 6 年の住民基本台帳に基づき、計画期間内の乳幼児・児童数についてコーホート変化率法にて推計しました。

(単位:人)

年齢		令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
3歳未満児	0歳	59	57	55	53	52
	1歳	66	63	61	59	57
	2歳	62	70	66	64	62
	小計	187	190	182	176	171
3歳以上児	3歳	78	63	71	67	65
	4歳	69	81	66	73	69
	5歳	104	71	83	68	75
	小計	251	215	220	208	209
合 計		438	405	402	384	380

年齢		令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
小学校 低学年	6歳	93	106	73	85	69
	7歳	103	93	106	73	85
	8歳	112	105	95	108	74
	小計	308	304	274	266	228
小学校 高学年	9歳	133	113	106	96	109
	10 歳	103	133	113	106	96
	11 歳	107	104	134	114	107
	小計	343	350	353	316	312
合 計		651	654	627	582	540

年齢		令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
中学生	12 歳	121	108	105	136	115
	13 歳	124	120	107	105	135
	14 歳	146	126	122	109	106
	小計	391	354	334	350	356
高校生	15 歳	134	145	125	121	108
	16 歳	151	132	143	123	119
	17 歳	144	150	131	142	122
	小計	429	427	399	386	349
合 計		820	781	733	736	705

第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園

本町では少子化の影響等により児童数の減少が見込まれるにも関わらず、保育需要は年々高まってきている状況であることから、幼稚園での3歳児保育の実施、預かり保育の拡充など保育需要への対応を行ってきました。

今後も社会的環境の変化により、この傾向が継続するものと考えられることから、令和2年4月に町立の幼稚園型認定こども園と保育園を統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することで、保育需要に柔軟に対応する体制を整えました。また、必要に応じて保育教諭確保についても努めてまいります。

① 教育(幼稚園・認定こども園)

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	106人	110人	106人	108人	105人
確保方策(提供量)	135人	135人	135人	135人	135人
実績数	106人	89人	82人	80人	62人
認定こども園	88人	77人	68人	69人	53人
確認を受けない幼稚園	18人	12人	14人	11人	9人

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

幼児教育のニーズ量の見込みに対して、令和7年度以降は、町内の認定こども園が2園と、町外の確認を受けない幼稚園によってニーズ量の見込みを満たす提供量を確保していくものとします。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	58人	54人	50人	47人	44人
認定こども園	49人	46人	43人	40人	38人
確認を受けない幼稚園	9人	8人	7人	7人	6人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	105人	105人	105人	105人	105人
認定こども園	95人	95人	95人	95人	95人
確認を受けない幼稚園	10人	10人	10人	10人	10人

② 保育(保育園・認定こども園)

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	271 人	275 人	266 人	265 人	258 人
3 歳以上	169 人	176 人	171 人	173 人	168 人
1・2 歳	80 人	78 人	74 人	72 人	70 人
0 歳	22 人	21 人	21 人	20 人	20 人
確保方策(提供量)	296 人	296 人	296 人	296 人	296 人
3 歳以上	185 人	185 人	185 人	185 人	185 人
1・2 歳	84 人	84 人	84 人	84 人	84 人
0 歳	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人
認定こども園	276 人	276 人	276 人	276 人	276 人
幼稚園の預かり保育	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	—	—	—
実績数	324 人	354 人	338 人	309 人	309 人
3歳以上	201 人	209 人	201 人	201 人	194 人
1・2歳	95 人	122 人	110 人	90 人	96 人
0歳	28 人	23 人	27 人	18 人	19 人
認定こども園	307 人	349 人	333 人	306 人	309 人
幼稚園の預かり保育	17 人	5 人	5 人	3 人	7 人

※令和 6 年度実績数については、10 月1日現在の数値

【今後の方向性】

保育のニーズ量の見込みに対して、令和 7 年度以降は、町内の認定こども園2園、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、一時預かり事業（幼稚園型を含む）によってニーズ量の見込みを満たす提供量を確保していくものとします。

第 3 期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	283人	262人	259人	248人	245人
3歳以上	166人	142人	145人	137人	138人
1・2歳	96人	100人	95人	92人	89人
0歳	21人	20人	19人	19人	18人
認定こども園	269人	250人	248人	237人	234人
幼稚園の預かり保育	14人	12人	11人	11人	11人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	284人	282人	301人	301人	301人
3歳以上	173人	171人	170人	170人	170人
1・2歳	84人	84人	104人	104人	104人
0歳	27人	27人	27人	27人	27人
認定こども園	270人	270人	290人	290人	290人
幼稚園の預かり保育	14人	12人	11人	11人	11人

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

第2期実績

保健事業に携わる専門的知識を有する保健師と教育・保育・子育て支援等に携わる専門的知識を有する利用者支援員等の職員を配置し、河南町子育て世代包括支援センターとして総合的な支援に取り組んでいます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)
母子保健型	1か所 (健康づくり推進課)	1か所 (健康づくり推進課)	1か所 (健康づくり推進課)	1か所 (健康づくり推進課)	1か所 (健康づくり推進課)

【今後の方向性】

今計画期間中に「母子保健型」は「こども家庭センター型」に移行し、母子保健と児童福祉の両機能が連携して、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない一体的な支援を行います。

また、本計画期間中に基本型施設で地域子育て相談機関としての体制を整えます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型 (地域子育て相談機関)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)
こども家庭センタ ー型	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型 (地域子育て相談機関)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)	基本型1か所 (おやこ園)
こども家庭センタ ー型	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)	1か所 (こども1ばん課) (健康づくり推進課)

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育てセンター(おやこ園)で、子育て中の親子の交流支援の場の提供や子育て教室、育児相談などさまざまな子育て支援を実施しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,881人回	10,595人回	10,118人回	9,862人回	9,658人回
確保方策(提供量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	10,881人回	10,595人回	10,118人回	9,862人回	9,658人回
実績数	8,347人回	6,793人回	7,494人回	7,000人回	3,457人回

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,835人回	6,063人回	5,790人回	5,608人回	5,425人回

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	5,835人回	6,063人回	5,790人回	5,608人回	5,425人回

(3) 妊婦健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊娠届出をした方に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票 14 回分を交付し、妊婦健康診査の受診費用の助成を実施しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,036人回	1,008人回	980人回	952人回	938人回
実績数(延べ)	766人回	756人回	581人回	717人回	229人回

※令和 6 年度実績数については、10 月1日現在の数値

【今後の方向性】

核家族化や女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化しており、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付時やマタニティ教室等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め、子育てへの十分な準備を整えるよう支援していきます。さらに、妊婦に対して、妊娠 11 週以内の届出、妊婦健診の受診を周知・徹底していくとともに、妊娠から出産、子育てへと切れ目ない支援体制を確保していきます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	622人	598人	578人	560人	542人

【確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
確保方策	622 人	598 人	578 人	560 人	542 人
実施体制	実施場所	大阪府内の医療機関や助産所			
	実施体制	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を配布し、使用方法を説明			
	検査項目	血圧・体重測定、尿検査、HBs 抗原検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査、トキソプラズマ検査等			

※ 里帰り等の理由により委託医療機関等以外で妊婦健康診査を受診した場合は、委託料の額を上限として健康診査に要した費用を助成

(4) 産婦健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図ることを目的として、産後2週間・産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を行う事業です。母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票2回分を交付し、受診費用の助成を実施しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	148人回	144人回	140人回	136人回	134人回
実績数(延べ)	116人回	108人回	76人回	93人回	53人回

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

産後は女性のライフスタイルの中でも身体的・精神的にストレスのかかりやすい時期であり、こころの病気が起こりやすいといわれています。

産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を確保していきます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86人	83人	80人	78人	75人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	86人	83人	80人	78人	75人
実施体制	実施場所	町長が委託した大阪府内に所在する産科・産婦人科医療機関及び助産所			
	実施体制	母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を配布し、使用方法を説明。医療機関から支援が必要と認められた産婦の情報提供を受け、その結果に応じて産後ケア事業や訪問指導等による適切な支援を行う。			
	検査項目	問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)			

※ 里帰り等の理由により委託医療機関等以外で産婦健康診査を受診した場合は、委託料の額を上限として健康診査に要した費用を助成

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	74人	72人	70人	68人	67人
実績数	51人	75人	51人	51人	34人

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問及び出生児全戸把握に努めます。

特に、育児不安や養育環境などの問題を早期に発見し、できる限り直接連絡をとり状況把握や情報提供等、継続支援を行います。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	52人	50人	48人	47人	46人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	52人	50人	48人	47人	46人
実施体制	保健師・助産師				
相談内容	① 乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ② 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③ 保健事業(予防接種・健診等)の説明 ④ 子育て支援に関する情報提供				

(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25人	25人	25人	25人	25人
実績数	13人	4人	7人	4人	8人

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

特定妊婦や出産後まもない時期の養育者、発達障がいの子どもを持つ家庭などフォローが必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等といった専門的な立場から相談支援、訪問支援を行い、育児不安の解消や負担を軽減し、虐待発生の未然防止につなげていきます。実施にあたっては、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、関係各課や要保護児童対策地域協議会等関係機関と十分な連携をとりながら出産前から子育てに至るまで切れ目のない支援を行います。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25人	25人	25人	25人	25人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	25人	25人	25人	25人	25人
実施体制	保健師・助産師				
相談内容	① 乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ② 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③ 保健事業(予防接種・健診等)の説明 ④ 子育て支援に関する情報提供				

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

第2期実績

直近年度での利用実績は多くはありません。

養育困難な家庭の支援を行う制度のため、限られたニーズに対応することになります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12人日	12人日	11人日	11人日	11人日
実績数	0人日	0人日	0人日	0人日	19人日

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

孤立した育児によって虐待につながることをないよう、受け皿として町外の3か所の施設と契約をし、供給体制の確保に努めます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3人日	3人日	3人日	2人日	2人日

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	3人日	3人日	3人日	2人日	2人日

(8) ファミリー・サポート・センター(就学児)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

現在、本町では未実施となっています。

今後、周辺自治体との連携等、実施に向け検討を進めていきます。

(9) 一時預かり事業(幼稚園型:在園児を対象にした預かり保育)

在園児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業期間中などに預かり保育を実施する事業です。

町内では、平成 28 年度までは町立幼稚園2園で実施し、平成 29 年度からは、統合後の幼稚園型認定こども園(かなんこども園)と新たに開園した公私連携幼保連携型認定こども園(石川こども園)において実施しています。令和2年度からは、かなんこども園と中央保育園を統合し、新たに開園した公私連携幼保連携型認定こども園(中村こども園)においても実施しております。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,020人日	3,151人日	3,039人日	3,086人日	3,011人日
実績数	1,248人日	1,518人日	1,085人日	666人日	150人日

※令和 6 年度実績数については、10 月1日現在の数値

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、保護者の利用ニーズを踏まえながら柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	660人日	644人日	602人日	560人日	532人日

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	660人日	644人日	602人日	560人日	532人日

(10) 一時預かり事業(地域子育て拠点等における一時預かり保育)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

子育てセンター(かなんぴあ2階)の「ぽけっとルーム」で実施しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,184人日	1,187人日	1,134人日	1,117人日	1,087人日
実績数	761人日	464人日	570人日	419人日	317人日

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、親(保護者)の利用ニーズを踏まえながら柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

引き続き、親(保護者)が一時預かり保育を必要としている時に対応できるよう体制を整えるとともに、親(保護者)の生活支援を図ります。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	450人日	416人日	413人日	394人日	390人日

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	450人日	416人日	413人日	394人日	390人日

(11) 延長保育(時間外保育)事業

保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

本町では、18 時以降も保育が必要な子どもを対象に、2つの園で延長保育(時間外保育)を実施しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	85人	86人	83人	82人	80人
実績数	160人	165人	170人	133人	105人

※令和 6 年度実績数については、10 月1日現在の数値

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、保護者の就労状況等を踏まえながら柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	144人	133人	132人	126人	125人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	144人	133人	132人	126人	125人

(12) 病児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

小学校就学前までの子どもを対象に、平成 24 年度から、石川こども園の病後児室で病後児保育事業を実施しています。令和2年度からは中村こども園においても実施しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28人	28人	27人	27人	26人
確保方策(提供量)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績数	4人	4人	4人	3人	0人

※令和 6 年度実績数については、10 月1日現在の数値

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、親(保護者)の利用ニーズを踏まえながら、病後児保育については、柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

また、病児保育については、今後のニーズ等を見極めながら検討していきます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	3人	3人	3人	3人	3人

(13) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

本町では、放課後、下校したときに保護者などが就労などで不在となる家庭の小学校1年生から6年生の児童を対象に放課後児童クラブを開設しています。

第2期実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	152人	143人	148人	144人	146人
確保方策(提供量)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	163人	163人	163人	163人	163人
実績	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	141人	131人	138人	155人	138人
1～3年生	107人	100人	114人	119人	114人
4～6年生	34人	31人	24人	36人	24人

※令和6年度実績数については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

平成31年4月の小学校の統廃合により、2か所での開設となりましたが、ニーズに対応することができる見込みです。

引き続き、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を検討していきます。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	144人	143人	133人	127人	113人
1～3年生	109人	107人	97人	94人	81人
4～6年生	35人	36人	36人	33人	32人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	235人	235人	235人	235人	235人
1～3年生	175人	175人	175人	175人	175人
4～6年生	60人	60人	60人	60人	60人

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得などを勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年 10 月以降は、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食材料費に要する費用の補助を行っております。

第2期実績

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、副食材料費に要する費用の補助を実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策(提供量)	15人	15人	15人	15人	15人
実績数	5人	3人	1人	3人	4人

※令和 6 年度実績数については、10 月1日現在の数値

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(提供量)	15人	15人	15人	15人	15人

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(16) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取組やネットワーク機関間の連携強化に関する取組を支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や児童相談所、児童家庭支援センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)

保育所等の施設において、満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業を令和8年度からの支援給付に向け早期の実施を検討します。

第3期 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳6か月～2歳児の推計	158	162	155	150	145
在園児童数(0歳6か月～2歳)の推計	107	110	105	102	98
①未就園児童数の推計	51	52	50	48	47
②ひと月当たりの受け入れ時間	510	520	500	480	470
③必要定員数(②÷176時間)	3	3	3	3	3

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳6か月～2歳児の推計	158	162	155	150	145
在園児童数(0歳6か月～2歳)の推計	107	110	105	102	98
①未就園児童数の推計	51	52	50	48	47
②ひと月当たりの受け入れ時間	510	520	500	480	470
③必要定員数(②÷176時間)	3	3	3	3	3

以下の３事業については、今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

(18) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施する事業です。

(19) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施する事業です。

(20) 親子関係形成支援事業

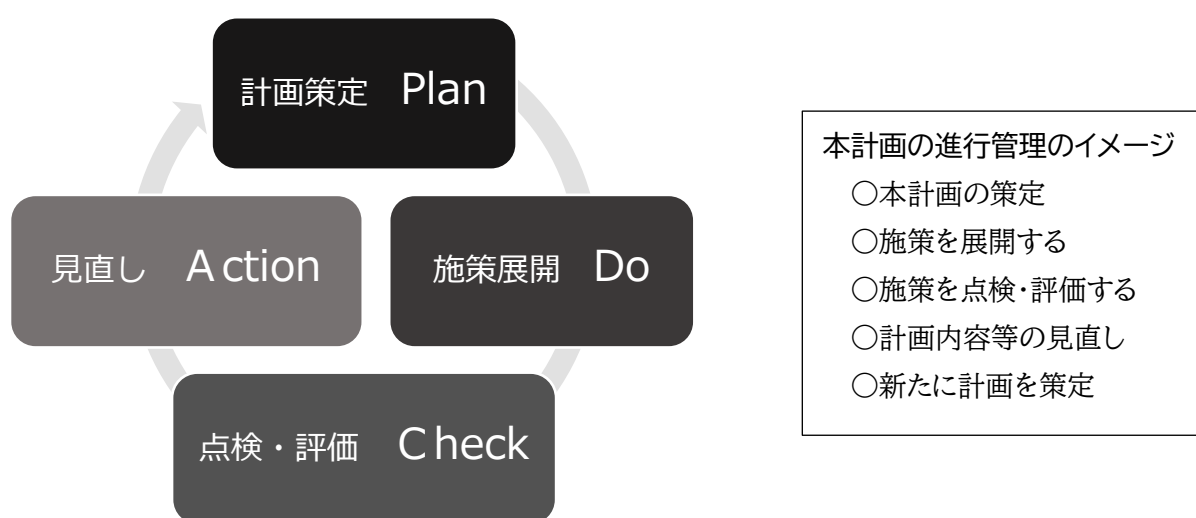
児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として実施する事業です。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「河南町子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第5章の「事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



第2節 国・府等との連携と広域調整

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、

①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携

②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

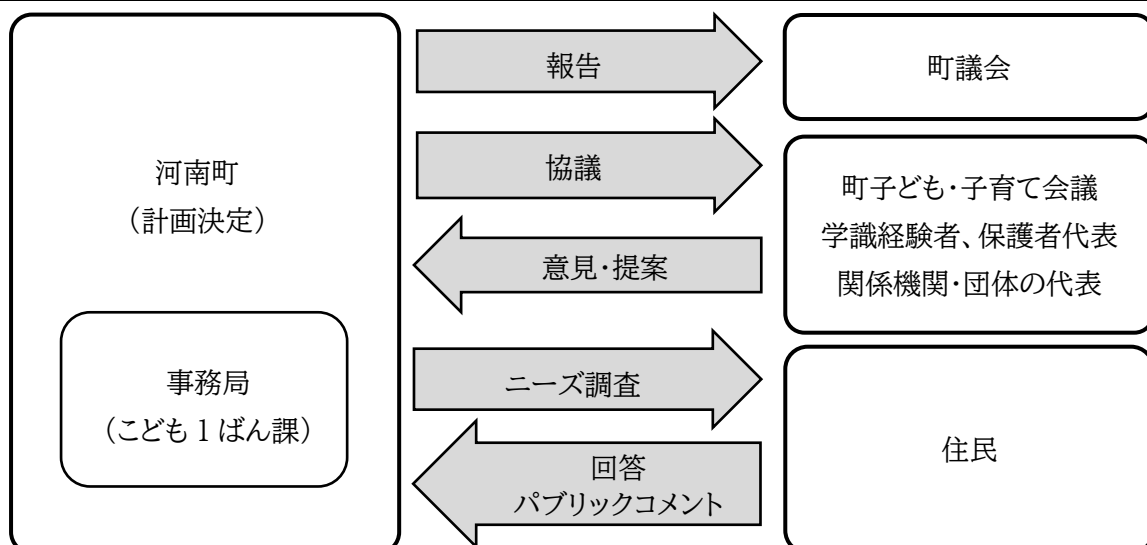
において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携し、推進するとともに、府を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 策定経過

開催日	審議内容等
令和6年2月1日	令和5年度 第1回河南町子ども・子育て会議 1 第2期子ども・子育て支援事業計画の進行管理報告 2 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にかかるアンケート調査の実施について 3 スケジュールについて
令和6年2月15日から 3月8日まで	河南町子ども・子育て支援のためのアンケート調査 【対象】町内に居住する就学前児童、小学生、中学生以上の保護者 配布 969 通 / 回収 378 通 / 回収率 39%
令和6年8月2日	令和6年度 第1回河南町子ども・子育て会議 1 子ども・子育て支援事業計画の策定にかかるアンケート調査の結果について 2 策定方針や構成について 3 策定スケジュールについて
令和7年1月24日	令和6年度 第2回河南町子ども・子育て会議 1 第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)について 2 パブリックコメントの実施について 3 策定スケジュールについて
令和7年 月 日から 月 日まで	パブリックコメントの実施
令和7年3月21日	令和6年度 第3回河南町子ども・子育て会議 1 第3期子ども・子育て支援事業計画(案)について 2 第2期子ども・子育て支援事業計画の進行管理報告

2 策定体制



3 河南町子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	公募(石川こども園保護者)	池田 美也	
	公募(中村こども園保護者)	濱口 美紀	
	公募(小中高生保護者)	福田 哲弥	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園 (しろがね幼稚園)	杉分 加寿子	
	(社福)千早赤阪福祉会 (石川こども園)	世木 紀子	
	町立こども園 (中村こども園)	畑 光行	
	児童福祉施設 (桃花塾)	石黒 淑美	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	大阪千代田短期大学	板倉 史郎	

4 河南町子ども・子育て会議規則

河南町子ども・子育て会議規則(平成 25 年 6 月 21 日規則第 33 号)

改正 令和 4 年 12 月 5 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成 25 年河南町条例第 1 号)第 3 条の規定に基づき、河南町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 子育て会議は、町長の諮問に応じて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による子ども・子育て支援法(平成 24 年法第 65 号)第 6 条に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第 3 項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第 5 条の 2 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録を各委員に配布又は回付した上で、賛否その他の意見を聴き、会議に代えることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席」とあるのは、「書面又は電磁的記録により意見を提出」と、「開く」とあるのは「成立させる」と、同条第 3 項中「出席」とあるのは、「書面又は電磁的記録により意見を提出した」と、「議長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

（意見の聴取等）

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和 32 年河南町条例第 49 号）の定めるところによる。

（庶務）

第 8 条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議担当課において処理する。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

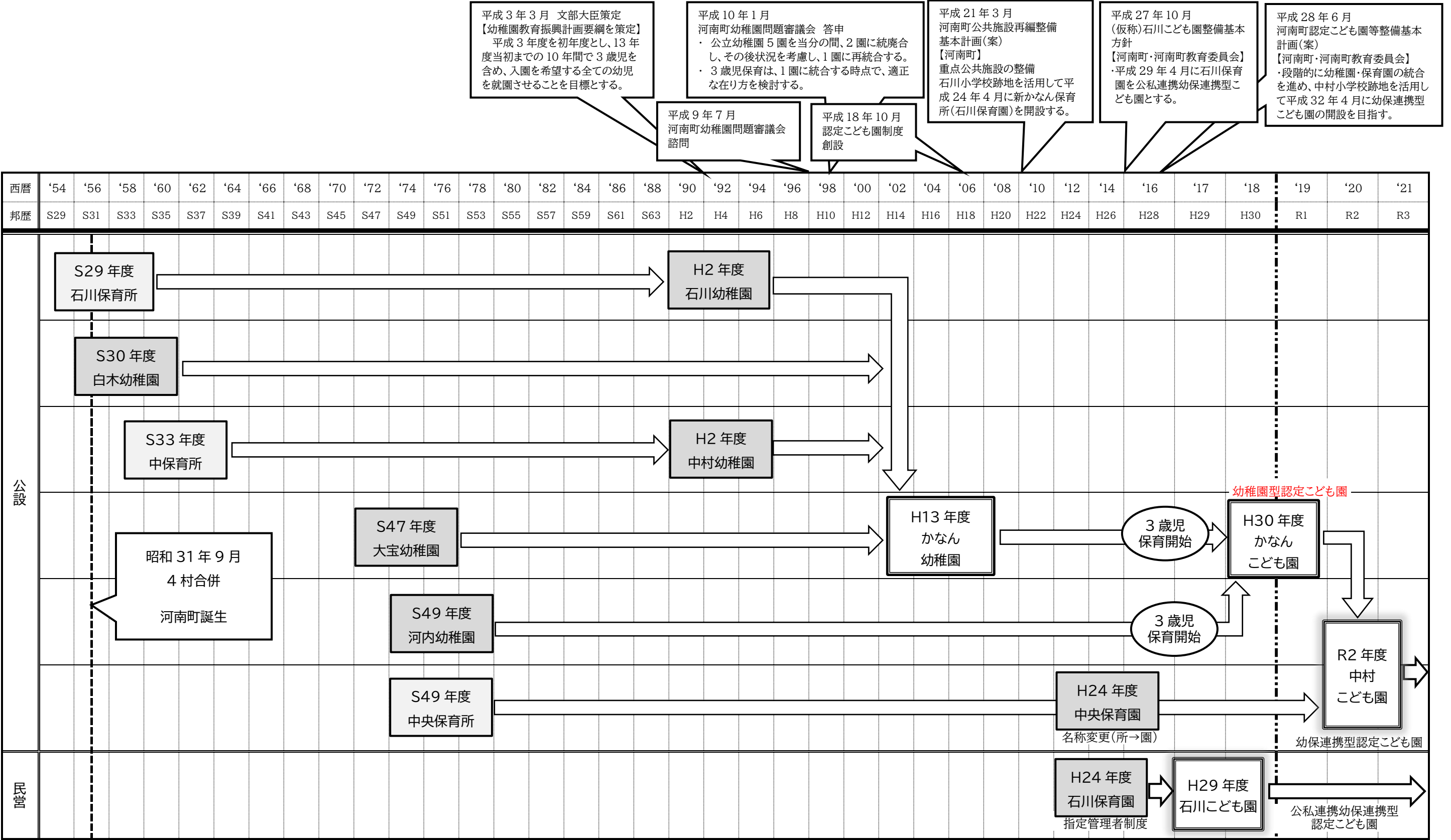
（会議の招集に係る特例）

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

附 則（令和 4 年 12 月 5 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

5 河南町 保育園・幼稚園・こども園の変遷



第 3 期河南町子ども・子育て支援事業計画
令和 7 年 3 月

編集・発行

河南町教育委員会事務局 教・育部 こども1ばん課

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6

☎ 0721-93-2500(代表)